

第9節 計画停電・燃料不足

1 計画停電

(1) 難病患者への対応

東京電力(株)が計画停電を実施すると発表したことを受けて、県では在宅で人工呼吸器を使用する80名の特定疾患患者が、停電に備え機器の予備バッテリー等を確保しているかどうかの確認を行い、確保できていない7名については、東京電力(株)から自家発電機の借受の斡旋を行った。

また、各難病医療拠点・協力病院に対し、同患者から相談があった場合は、受入れについて配慮するよう要請した。

さらに、在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への対応として、希望する難病医療拠点・協力病院に非常用自家発電機を整備した。

(2) 電力需給対策に対応した休日保育等特別事業

電力需給対策に伴う保護者の就業時間等の変更により、新たに生じたニーズに対応するため、保育所や放課後児童クラブ等が開所時間を延長する場合又は新たに休日に開所する場合の経費の一部を市町村に対し補助した。

ア 取組状況

平成23年5月に国の実施通知を受け、市町村へ要望調査。

イ 補助内容

実施期間：平成23年7月から9月

補助率：国1/2（安心こども基金）、県1/4、市町村1/4

（国1/2、政令中核市1/2）

表 3-9-1 電力需給対策に対応した休日保育等特別事業の執行状況

市町村名	保育所：休日保育			放課後児童クラブ等		
	箇所数	実利用児童数	補助額(千円)	箇所数	実利用児童数	補助額(千円)
千葉市	3	4	112	休日 1 延長 6	1 6	50
柏市	1	3	18	—	—	—
市川市	2	2	54	—	—	—
市原市	2	7	480	休日 2	4	213
浦安市	1	1	27	—	—	—
山武市	1	1	9	—	—	—

※保育所：延長保育は実施なし

(3) 県管理道路の対応

電力不足に対する政府の方針を受け、国土交通省では直轄国道の道路照明灯の一部について消灯を行うこととした。県においても県管理の道路

照明灯等の一部について、消灯を行った。

(4) 県立病院の対応

県佐原病院において、平成23年3月14日午後5時頃から1時間30分程度停電したため、自家発電装置により対応した。

他の県立病院では計画停電は実施されなかった。

2 燃料不足

(1) 計画停電による医療機関の自家発電装置用燃料確保のための対応

ア 石油連盟への要請（平成23年3月14日）

石油連盟広報グループに対し、医療機関の自家発電装置用の燃料について優先供給してもらうよう依頼した。

イ 国への報告（平成23年3月15日）

厚生労働省より自家発電装置等の燃料の供給が必要な医療機関について照会があったため、県内の全病院（282病院）及び有床診療所（287診療所）に照会を行い、176の医療機関が燃料供給を希望している旨を報告した。

ウ 石油商業組合等への要請（平成23年3月16日）

千葉県石油協同組合及び千葉県石油商業組合に対し、医療機関が使用する自動車、暖房、自家発電装置用の燃料について、優先供給するよう要望書を提出した。

エ 燃料供給の実施（平成23年3月20日）

自家発電装置の燃料がひっ迫しており、燃料供給の緊急要請のあった2病院に対して燃料供給を実施した。

(2) 千葉県水道局の対応

ア 燃料確保

契約しているガソリンスタンドから調達が困難であることから、別途燃料費を予算措置し、調達可能なガソリンスタンドを探し、本局及び出先機関の自家発電用軽油や出先機関の公用車用ガソリンを給油した。

3月13日、幕張庁舎では、計画停電が実施されたときに備え、自家発電設備用の燃料である軽油、給油ポンプ及び携行缶3缶を近隣の店で急遽購入した。

3月14日、燃料（ガソリン、軽油等）不足が深刻化している状況から、千葉県石油協同組合に軽油の手配を依頼したが、入手することは困難であった。

イ ガソリン不足による影響

震災後、ガソリンに関しても多くのスタンドで行列ができ、入手が困難であったため、工事車両の燃料確保もままならない状態であった。

第10節 被災者の生活支援

1 災害弔慰金及び災害見舞金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村等の行う災害弔慰金及び災害見舞金の支給に対し補助を実施した。

表3-10-1 災害弔慰金・見舞金支給状況（平成24年12月31日現在）

市町村名	災害弔慰金		災害障害見舞金	
	生計維持者	その他	生計維持者	その他
銚子市	0	1	0	0
流山市	1	0	0	0
八千代市	0	2	0	0
鎌ヶ谷市	1	1	0	0
旭市	5	9	0	0
山武市	1	0	0	0
東庄町	0	1	0	0
白子町	0	1	0	0
市川市	0	1	0	0
松戸市	0	1	0	0
野田市	1	0	0	0
習志野市	0	1	0	0
柏市	0	1	0	0
千葉市	1	0	0	0
船橋市	0	2	0	0
香取市	0	0	0	1
計	10	21	0	1

他県での死亡者数も含む

2 千葉県災害見舞金等の支給

東日本大震災による被災者及びその遺族に対し災害弔慰金及び見舞金を支給した。

表3-10-2 千葉県災害弔慰金、見舞金の支給状況（平成24年12月31日現在）

種類	区分	人数等
弔慰金	死亡	29名
見舞金	行方不明者	2名
	重傷	29名
	家屋の全壊	779棟

他県での死亡者数も含む

3 千葉県災害義援金の募集及び支給

(1) 義援金の募集

被災者の生活再建支援の一環として、平成23年3月22日から平成24年3月31日まで千葉県災害義援金を募集した。

受入額は8,692件で1,758,125,301円であった。

※国の義援金の期間は、平成24年9月に、平成24年9月末から平成25年3月31日に延長された。

(2) 千葉県災害義援金配分委員会

これまでに、5回の配分委員会が開催され、下記のとおり配分基準が決定された。

なお、一部損壊に係る申請受付は平成24年2月末で終了している。

表 3-10-3 千葉県災害義援金配分基準

		第1次 配分額	第2次 配分額	第3次 配分額	合計
人的 被害	死亡・行方不明者	500千円	500千円	—	1,000千円
	重傷者	100千円	400千円	—	500千円
住家 被害	全壊（焼）	500千円	500千円	—	1,000千円
	半壊（焼）	200千円	300千円	—	500千円
	一部損壊	—	—	15千円	15千円

〔開催実績〕

- 平成23年 4月19日 第1回 第1次配分基準決定
- 平成23年 6月13日 第2回 第2次配分基準決定
- 平成23年 9月 6日 第3回 第3次配分方針決定
- 平成23年12月15日 第4回 第3次配分基準決定
- 平成24年12月20日 第5回 配分申請期限・最終配分方針決定

(3) 義援金額（平成24年12月31日現在）

9,523,366,381円

（県義援金1,758,125,301円 国からの配分7,765,241,080円）

4 長期避難生活に関する支援

長期避難所生活者のリフレッシュのため、4月29日から4月30日まで県内のホテル・旅館等を借上げ1泊2日のリフレッシュ支援事業を実施した。

参加人数は22名であった。

5 被災者に向けた住宅の提供

県内被災者及び県外被災者（岩手県・宮城県・福島県）に対して、下表のとおり、住宅を提供した。なお、下表中の「市町村営住宅」については、県（住宅課）が募集窓口となり提供した戸数であり、市町村が窓口となり提供した戸数は含まない。

表 3-10-4 県内被災者等向け（災害救助法によらないもの）平成24年12月20日現在

種別	提供戸数 (入居決定戸数) 〈当初入居戸数〉	入居希望受付期間	入居開始	県内被災者 入居戸数
県営住宅	67戸 (28戸) 〈16戸〉 うち旭市 1戸 香取市 2戸	(第1次) 旭市・香取市・山武市・九 十九里町 平成23年3月17日～22日	3月25日以降 順次入居	<ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅 17戸 ・市町村営住宅 0戸 ・国家公務員 宿舎 0戸
市町村営住宅	8市町村から 28戸 (6戸) 〈3戸〉	(第2次) 千葉県内 3月23日～25日		
国家公務員 宿舎	千葉県内 392戸 (35戸) 〈17戸〉	(第3次) 千葉県内 3月26日～31日		
計	487戸 (69戸) 〈36戸〉			17戸

表 3-10-5 県内被災者等向け（災害救助法によるもの：応急仮設住宅）

種別	提供戸数 〈当初入居戸数〉	入居希望受付期間	入居開始	入居戸数
建設タイプ	旭市 200戸 香取市 30戸 計 230戸 〈230戸〉	旭市・香取市 平成23年3月22日～31日	香取市 5月10日以降 旭市 5月11日及び 18日以降	香取市 27戸 旭市 126戸 小計 153戸
借上げタイプ	災害救助法適用6市1区1 町及びその周辺市町 608戸 〈31戸〉	旭市・香取市・山武市・九 十九里町 3月22日～31日	4月15日以降 順次入居	香取市 6戸 旭市 9戸 山武市 1戸 小計 16戸
計	838戸 〈261戸〉			169戸

※3月24日に災害救助法が適用された3市1区については、3月28日の期限までに要望がなかった。

表 3-10-6 県外被災者等向け（県内被災者も応募可）

種別	提供戸数 (入居決定戸数) 〈当初入居戸数〉	入居希望受付期間	入居開始	県外被災者 入居戸数
県営住宅	66戸 (46戸) ※ 〈37戸〉 ※ ※ 内2戸は 県内被災者	平成23年4月7日～14日	4月28日以降 順次入居	・ 県営住宅 23戸 ・ 市町村営住宅 9戸 ・ 県職員住宅等 1戸
市町村営住宅	25戸 (16戸) 〈14戸〉			
県職員住宅等	56戸 (22戸) ※ 〈11戸〉 ※ ※ 内1戸は 県内被災者			
計	147戸 (84戸) ※ 〈62戸〉 ※ ※ 内3戸は 県内被災者			33戸

6 災害救助法に基づく民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供

宮城県、岩手県及び茨城県において住家を失った方及び福島県に居住していた方で千葉県へ避難される世帯に対して、市町村と連携し平成23年7月1日より民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅を提供した。

〈民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅提供実績〉

- ・ 福島県 1,054世帯 2,288人
- ・ 宮城県 34世帯 73人
- ・ 岩手県 14世帯 23人
- ・ 茨城県 2世帯 6人

第11節 上水道関係の応急・復旧対応

1 水道の応急・復旧対応

(1) 上水道（水道事業体）の被害及び復旧の状況

ア 応急復旧の支援

香取市から「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応急復旧の支援要請があったので、3月22日から4月8日まで応援職員等を派遣した。

八千代市から延べ484人（H23.3.22～4.8）

柏市から 延べ203人（H23.3.24～4.8）

計 延べ687人

イ 本復旧の状況

9水道事業体で浄水場や配水管等の被害が大きく、本復旧に取り組んでいる。

表3-11-1 主な被害及び復旧の状況

水道事業体名	主な被害の状況	復旧状況
神崎町	浄水場施設等の損傷	平成26年度完成見込み
香取市	配水管等の損傷	平成25年度完成見込み
長門川水道企業団	浄水場施設等の損傷	平成23年度完成
銚子市	配水管等の損傷	平成23年度完成
旭市	配水管等の損傷	平成23年度完成
我孫子市	配水管等の損傷	平成24年度完成
東総広域水道企業団	浄水場施設等の損傷	平成23年度完成
九十九里地域水道企業団	送水管の損傷	平成23年度完成
南房総広域水道企業団	浄水場施設等の損傷	平成23年度完成

(2) 千葉県水道局の応急・復旧の対応

千葉県水道局給水区域内においては、全体で926件の漏水が発生し、その内、導送配水管が548件、公道部等の給水管が378件、特に浦安市においては全て埋立地の漏水で、給水区域全体の漏水の約3分の2を占めた。漏水原因は、地盤の液状化による管の継手部の離脱やゆるみが主な原因であった。

口径300mm以下の配水管及び公道部等の給水管の復旧は、4月7日までに終了した。一方、口径350mm以上の大口径管は20件漏水があり、破損箇所は、他系統のバックアップ等により通水を確保したうえ、順次復旧を行った。

表3-11-2 漏水件数（平成24年4月末現在）

地区名	漏水件数等	内訳		導送配水管	給水管		
		埋立地	埋立地以外		公道	宅内	計
千葉市	81	56	25	59	20	2	22
市原市	18	2	16	9	9	0	9
船橋市	83	43	40	49	22	12	34
習志野市	30	29	1	25	4	1	5

地区名	漏水件数等	内訳		導送配水管	給水管		
		埋立地	埋立地以外		公道	宅内	計
鎌ヶ谷市	5	0	5	1	4	0	4
成田市	3	0	3	3	0	0	0
市川市	71	29	42	31	31	9	40
浦安市	607	607	0	360	102	145	247
松戸市	28	0	28	11	16	1	17
合計	926	766	160	548	208	170	378
	100%	83%	17%	59%	(22%)	(18%)	41%

※ 宅内：敷地内で公道からメータ又は第1止栓までのもの（当局修繕区分）

ア 漏水調査

千葉県水道局職員による管路パトロールや、お客様からの問い合わせによる情報を基に漏水調査を行ったが、液状化地域については、液状化により噴出した地下水と漏水との判別が困難であり、音聴棒やDPD試薬を使用して行ったが漏水箇所の特定に時間がかかった。



写真 3-11-1 漏水調査の状況



写真 3-11-2 漏水の状況

イ 応急復旧工事の状況

応急復旧では、千葉県水道局職員延べ約2,000人を動員するとともに、千葉県水道管工事協同組合の会員企業101社の協力と、東京都、横浜市、川崎市及び神奈川県内の4水道事業者の応援を得て、4月7日で大口径管を除く漏水の復旧を終えた。



写真 3-11-3 修繕前の状況



写真 3-11-4 修繕後の状況

表 3-11-3 応急復旧活動概要

項目	活動内容
復旧期間	平成23年3月12日～4月7日（一部大規模工事を除く）
動員数	千葉県水道局職員延べ約2,000人、管工事組合員101社

ウ 仮配管工事の状況

液状化による被害が顕著であった浦安市では、一部の地域において仮配管を敷設した。中でも舞浜地区と今川地区では漏水箇所が多く、断水区域が広いだけでなく洗浄作業を行う際の排水先である下水道の復旧が遅れて水道管の使用ができないため、地区の外周に仮配管を設置し、50m間隔で共同給水栓を設置し応急対応したが、その総延長は約5.3kmに及んだ。

エ 応援復旧工事の状況

今回の震災は、被害が甚大であり、復旧に緊急を要したため、下記の4事業体に応援を要請した。

表 3-11-4 他事業体応援状況

事業体名	応援期間	日数	延べ人数		応急復旧場所
			職員	施工業者	
東京都	3/16～22	7	45人	84人	富岡、日の出の一部
横浜市	3/17～22	6	42人	77人	弁天2丁目
川崎市	3/16～22	7	21人	70人	弁天1・4丁目
神奈川県(企)	3/17～22	6	24人	72人	日の出



写真 3-11-5 仮配管敷設状況



写真 3-11-6 応援復旧状況

オ 基幹管路の復旧

千葉県水道局における口径500mm以上の基幹管路の耐震化率は、平成22年度末時点で約52.5%に達しており、今回の地震による漏水等の被害も小口径管路に比べて少なかった。

基幹管路の主な被害は、経年化の進んだ管路本体の漏水が給水区域内全体で10件発生し、その他に空気弁等の付帯施設からの漏水も多く発生した。

修繕については、他系統のバックアップ等により通水を確保した上で、順次復旧を開始した。



写真 3-11-7 南行徳～高洲線 ϕ 500 漏水写真（浦安市今川地先）



写真 3-11-8 南行徳～高洲線 ϕ 500 修繕写真（浦安市今川地先）

2 上水道等における放射性物質への対応

(1) 水道事業体等の対応

河川や湖沼などの表流水を原水とする水道事業体及び水道用水供給事業体の一部では、水道水中の放射性物質による影響の軽減を図るため、降雨時において取水停止等の措置や、放射性物質の除去に効果があるとされる粉末活性炭の注入量の増加などの対応を行った。

また、摂取制限の広報を実施した水道事業体（※）では、備蓄水や給水車などにより対応するとともに、ホームページや防災無線、広報ビラなどにより、住民に周知を図った。また、水道用水供給事業体からの受水と、地下水など自己水源をあわせて活用する事業体のうち、一部の事業体では水道用水供給事業体からの受水を一時的に停止した。

※ 摂取制限を実施した事業体（県水道局を除く）

松戸市：3/23～26	野田市：3/23～24
柏市：3/23～27	流山市：3/23～27
八千代市：3/23～28	我孫子市：3/23～27
山武郡市広域水道企業団：3/23～25	
三芳水道企業団：3/23～25	
印西市：3/24	長門川水道企業団：3/24～31
白井市：3/24～25	八匝水道企業団：3/23～27
大多喜町：3/23～25	いすみ市：3/24～28
御宿町：3/23～27	鴨川市：3/23～25
南房総市：3/23～28	鋸南町：3/23～25

(2) 千葉県水道局の対応

ア 放射性物質の測定

(ア) 放射性物質の測定体制

全浄水場で外部委託による測定を平成23年3月21日から開始した。9月9日以降は、水質センターに導入した放射性物質測定器により、全浄水場の水道水に含まれる放射性物質量を局独自で測定している。

(イ) 検出状況

平成23年3月21日から放射性物質のモニタリングを開始したが、乳児用の指標値を超えた3月23日から25日までの各浄水場検出最高値は表3-11-5のとおりである。

4月16日以降は、すべての浄水場において放射性ヨウ素及び放射性セシウムは不検出である。

表 3-11-5 3月23日から25日までの各浄水場検出値最高値（配水池出口の浄水）

	¹³¹ I		¹³⁴ Cs		¹³⁷ Cs	
	採水日	Bq/kg	採水日	Bq/kg	採水日	Bq/kg
ちば野菊の里浄水場	3/23	220	3/23	11	不検出	
栗山浄水場	3/23	180	不検出		不検出	
柏井浄水場東側施設	3/25	130	不検出		不検出	
柏井浄水場西側施設	3/23	85	不検出		不検出	
北総浄水場	3/24	93	不検出		不検出	
福増浄水場	不検出		不検出		不検出	

表 3-11-6 放射性物質指標値

制定機関	放射性物質	指標値	対象
原子力安全委員会の飲食物に関する指標値	放射性ヨウ素	300 Bq/kg以下	飲料水
	放射性セシウム	200 Bq/kg以下	飲料水
食品衛生法の暫定指標値	放射性ヨウ素	100 Bq/kg以下	乳児用

イ 浄水場の対応

(7) 取水制限

降雨に伴い利根川水系の放射性物質濃度が上昇する傾向にあったため、雨の降り始めから取水停止を実施した。

表 3-11-7 取水制限の状況

機 場 名	実 施 日 時	対 応
ちば野菊の里浄水場	3/24～3/26, 4/19, 5/3, 5/11, 5/13, 5/17, 5/22, 5/28, 6/5, 6/11, 6/13, 6/21, 7/1	取水減量 (4/19は取水停止)
栗山浄水場	3/24～3/26, 4/19, 5/11, 5/13, 5/22, 5/28, 6/5, 6/11, 6/13, 6/21, 7/1, 7/19, 7/20	取水減量
柏井浄水場	4/19西側設備停止 3/26～3/27, 4/20東側設備停止	取水停止
北総浄水場	4/19 (4/22より活性炭注入による対応)	取水停止
福増浄水場	実施せず	—

(i) 水運用

降雨による原水の放射性物質濃度の上昇への対応として、取水停止時間を翌朝の配水池水位を60～70%程度確保出来る範囲とするともに、関係機場との配水圧力・送水量の調整を行い、減量分をバックアップした。

また、県内の高滝ダムを水源とする福増浄水場においては、放射性物質の影響が軽微で取水停止は実施されなかったため、取水停止が行われた他の浄水場に応援送水をした。

(ウ) 活性炭注入

粉末活性炭の注入により、原水中の放射性物質除去が期待できるという知見が報告されている事から、ちば野菊の里浄水場・栗山浄水場・北総浄水場・福増浄水場において5～20mg/ℓの活性炭増量注入を行った。

表 3-11-8 活性炭対応状況

機 場 名	通常時	放射性物質対応
ちば野菊の里浄水場	—	10～20mg/ℓ注入
栗山浄水場	5mg/ℓ	10～20mg/ℓ注入
柏井浄水場	注入	通常どおり
北総浄水場	注入	8mg/ℓ増量注入
福増浄水場	5mg/ℓ	10mg/ℓ注入

ウ 応急給水の状況

表3-11-5のとおり3月23日及び25日に採水した原水について、ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場及び柏井浄水場東側施設において、乳児用の指標値を超えたため、その対応としては、各市の行政側でペットボトルの配布を行う一方、応急給水について当局と給水区域内市と協議のうえ、3月25日には松戸市において松戸市営水道と連携し、3月27日朝からは局単独で千葉市の区部、習志野市、市川市及び浦安市の指定する場所で応急給水活動を行った。乳児用限定であるため、乳児1人あたりペットボトル2本までとし、母子手帳で確認しながらの作業となった。

応急給水は、県内の高滝ダムを水源としている福増浄水場系の水道水を、千葉水道事務所の消火栓から給水車等に充水し、各市へ運搬した。

放射性ヨウ素関連の応急給水は、29日をもって終了した。

エ 放射性物質の測定及び汚泥の処理状況

(ア) 浄水汚泥中の放射性物質濃度

各浄水場の浄水汚泥中に含まれる放射性物質濃度（セシウム134及び137の合計）を、5月16日以降、概ね1週間毎に測定している。

(イ) 浄水場における空間放射線量

各浄水場の敷地境界及び汚泥仮置き場付近における空間放射線量を、7月4日以降、概ね1週間毎に測定している。

(ウ) 保管及び処理の状況

平成23年6月16日付けで原子力災害対策本部から示された「上下水道処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（以降「考え方」という。）に従い、当局の浄水汚泥は、100Bq/kg以下である福増浄水場を除き、他の4浄水場では187から5,390Bq/kgの範囲で、いずれも8,000Bq/kg以下であるため、柏井浄水場は8月29日から、ちば野菊の里浄水場及び北総浄水場はそれぞれ10月11日、10月21日から、管理型最終処分場への埋立て処分を開始した。

埋立て処分が開始されるまでの間、放射性物質を含有する浄水汚泥

は、フレコンバック(大型土のう袋)に収納し、シートを敷いた浄水場内の仮置き場に置き、更に上部をシートで覆う飛散防止措置を施した上で、保管した。保管の様子を以下の写真に示す。

表3-11-9 原子力災害対策本部の「考え方」の概要

セシウム134及び 137合計濃度	処分等の基準
・10万Bq/kg超	県内の遮蔽できる施設で保管
・10万Bq/kg以下	濃度ごとに敷地境界から一定の距離をとり、管理型処分場に仮置き
・8千Bq/kg以下	管理型処分場に埋立処分(跡地を居住等の用途に供しない)
・クリアランスレベル 以下	他の原材料との混合・希釈等により一定レベル以下は再利用可能(コンクリートは100Bq/kg)



写真3-11-9 浄水汚泥保管状況(北総浄水場)

表3-11-10 各浄水場における汚泥処分等の状況

浄水場名	搬出停止日	埋立て開始日	再利用再開日
柏井東側	5月17日	8月29日	8月29日
柏井西側	5月9日		10月3日
北総(PFI)	5月23日	10月21日	H24年6月18日
ちば野菊の里(PFI)	5月23日	10月11日	H24年6月19日
福増	5月17日	—	6月15日

第12節 土木関連公共施設の応急・復旧と支援

1 道路

県管理道路において、段差、亀裂及び陥没などの被災を受け、通行に支障が生じた箇所については、速やかに安全な交通を確保するため、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」に基づき(一社)千葉県建設業協会各支部へ協力を要請し、段差解消などの応急措置を行い、早期の交通開放に努めた。



写真 3-12-1 被災状況



写真 3-12-2 応急工事後



写真 3-12-3 被災状況



写真 3-12-4 応急工事後

2 河川・海岸

(1) 応急復旧の状況

ア 一級河川 北印旛沼

(一)北印旛沼では、地震による液状化により堤防の沈下・亀裂等の被災を受けた。この内、被害が甚大であり災害復旧事業の申請を行ったのは10ヶ所であった。被災形態が様々であったことから、被災パターンを整理し、図3-12-2のように堤防の亀裂が河川の計画高水位(以下「H.W.L」という。)以深まで達し、堤防天端高がH.W.L以下となっている箇所は、大型土のうによる応急仮工事を行った。

なお、応急工事については、「査定前に緊急に施行する必要がある箇所」として国土交通省水管理・国土保全局防災課との事前打合せが必要であることから、被災後直ちに打合せを行い応急仮工事に着手した。

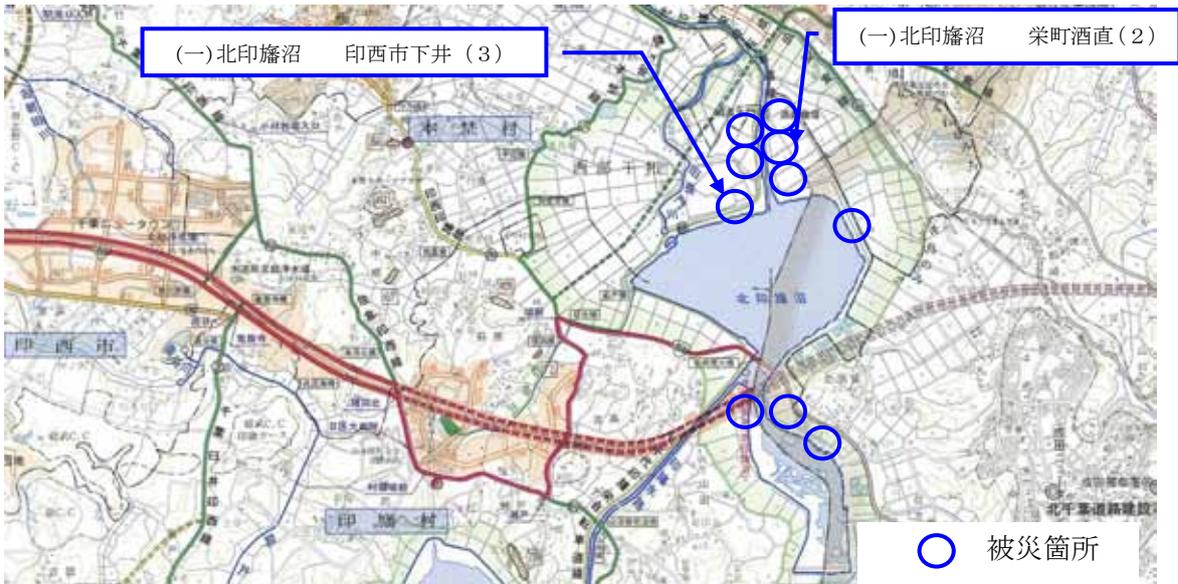


図 3-12-1 (一)北印旛沼被害状況図

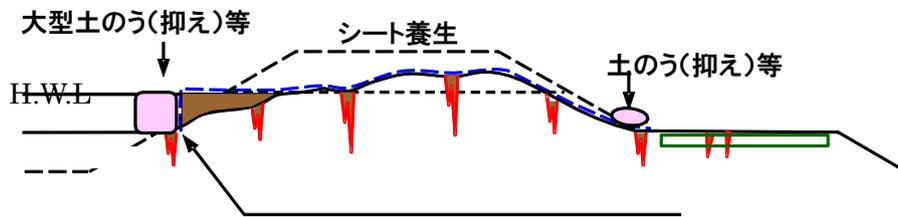


図 3-12-2 応急仮工事 標準横断面

(一)北印旛沼 印西市下井(3)
堤防の亀裂・沈下状況



(一)北印旛沼 印西市下井(3)
応急仮工事 完成後



(一)北印旛沼 栄町酒直(2)
堤防の亀裂・沈下状況



(一)北印旛沼 栄町酒直(2)
応急仮工事 完成後



写真 3-12-5 (一)北印旛沼 応急復旧状況写真

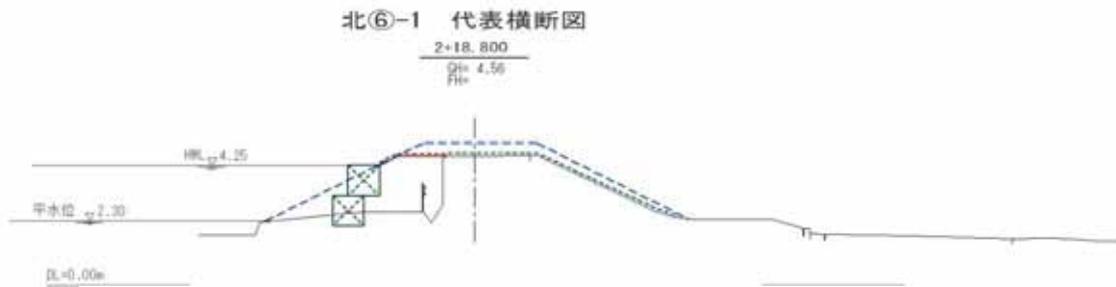


図 3-12-3 応急仮工事 代表横断図

イ 一級河川 小野川

(一)小野川では、地震に伴う液状化による側方流動により護岸が倒壊し、河幅は最大約4m狭くなり、河床は最大約2m隆起し大規模な河道閉塞が発生した。

この河道閉塞により、河川の流下能力が著しく低下したことから、河道閉塞を解消するため、滞筋を設置する応急仮工事を実施した。

また、余震により護岸に変状が現れていたことから、大型土のうにより補強を行う等の応急仮工事を実施した。



図 3-12-4 小野川の被災箇所

河道閉塞の状況



応急仮工事 河道掘削完成後



右岸護岸の倒壊状況



応急仮工事 大型土のう設置



左岸護岸の倒壊状況



応急仮工事 大型土のう設置



写真 3-12-6 (一)小野川応急復旧状況写真

ウ 二級河川 木戸川

(二)木戸川では、地震による津波溯上により、左岸3ヶ所、右岸2ヶ所で堤防が決壊し、浸水面積360ha、床上浸水800戸等の甚大な被害が発生した。

津波溯上により決壊した堤防の早期復旧は次期出水による浸水被害を防止するためにも急務であった。

このため、図3-12-7のように堤防が決壊した箇所は、大型土のう等による応急仮工事を行った。

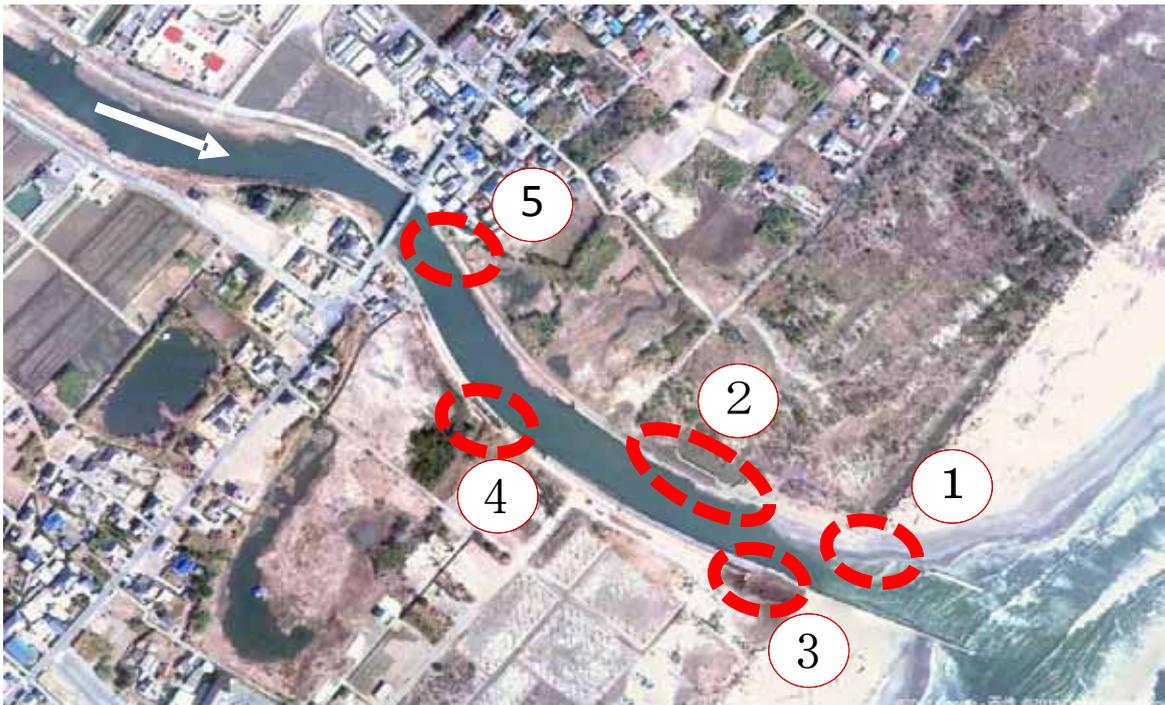


写真 3-12-7 木戸川の堤防決壊箇所

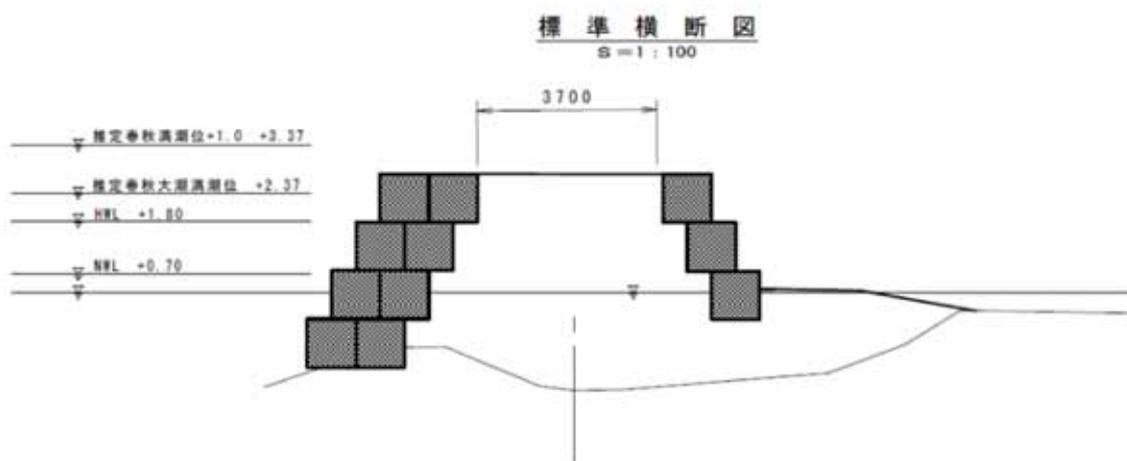


図 3-12-5 応急仮工事 標準横断面図

右岸③堤防決壊状況



応急復旧 完成後



左岸⑤堤防損壊状況



応急復旧 完成後



写真 3-12-8 (二)木戸川応急復旧状況写真

(2) 復旧工法の基本方針

ア 基本方針

河川・海岸施設の災害復旧は原形復旧を基本とした。ただし、被災原因が液状化、津波によるものと判断され、原形復旧することが不適当な場合には以下のとおり、査定申請するものとした。

(7) 液状化により被災した自立式構造の特殊堤

地震被害を受けた場合に、早急な復旧は困難であり、本復旧にも多くの時間を要することから、地震により多少の変形は許容するものの、浸水による二次災害となるような大変形、破壊はしないような所要の安全率を有する必要がある。

耐震性の評価にあたっては、地震時慣性力及び地盤の液状化の双方を考慮し、地震時安定性の評価を行い、地震に対する安全性を確保するものとする。

(1) 液状化により被災した土堤

堤防の地震災害により浸水等の著しい二次災害が想定される区間（外水位や背後地の状況等を勘案）では、液状化を抑制する対策工法の選定が基本となる。

河川堤防の地震対策は二次災害の防止が目的であることから、液状化の抑制には直接的には関与しないものの、堤防の安定性の強化に寄与する工法（緩傾斜堤防など）も対策選定のひとつとして取り扱うことが適当である。

対策工法は、現場条件を踏まえた施工性、周辺環境への影響、工法の経済性等の比較検討を行って適切な工法を選定するものとする。

詳細は図3-12-6「河川堤防の被害箇所への復旧基本方針」を参照。

(ウ) 津波溯上により被災した堤防

津波により越水した河川は、高潮計画等の既存計画と整合を図り、高潮計画を考慮した計画堤防高にするなどの改良復旧を検討することとする。

イ 査定時の申請結果

被災原因が液状化と判断される(一)小野川等は液状化判定を行い地震に対する安全性を確保する工法により査定申請した。また、津波の溯上により堤防が決壊する等の被災を受けた(二)木戸川は高潮計画と整合を図った改良復旧により査定申請した。

同じく津波により被災した海岸保全施設は、査定時においては津波対策に関する対応方針が確定していなかったため、原形復旧により申請した。

【千葉県】 河川堤防の被災箇所への復旧基本方針

区分	復旧工法	応急工事(仮工事)		本工事(応急の場合は、応急本工事扱い)					備考	
		土砂充填	シート巻張り	切返し	川表削平	基礎復旧	削り切	事前切埋		事後工
ケースⅠ	堤防天端の亀裂深さがH.W.Lより浅く、河岸部の亀裂がない場合	○	○		○					
ケースⅡ	堤防天端の亀裂深さがH.W.Lより浅く、河岸部の亀裂がある場合	○	○		○	○	△(必要に応じて)	△		
ケースⅢ	堤防天端の亀裂深さがH.W.Lより浅く、河岸部の亀裂がない場合	○	○		○	○		○		
ケースⅣ	堤防天端の亀裂がなく、河岸部の亀裂がある場合	○	○		○	△(必要に応じて)		○		
ケースⅤ	堤防の亀裂とともに堤体自体が沈下している場合	○	○		○	○	△(必要に応じて)	○		
ケースⅥ	堤防の亀裂とともに堤体自体がすべり破壊している場合	○	○		○	○	△(必要に応じて)	○		
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> 亀裂箇所は、測量または石戻投入と試験によりその詳細を確認する(切返し深き決定の根拠となる)。 切返しの高さは山積み0.8m²/バックホウのバケット幅程度の1.2mとし、切返し片側0.5m以上、段切り最小0.5m²×1.0m²、現地盤からの掘削法面勾配1:0.5を基本とする。 亀裂深さがH.W.Lより深い場合はケースⅤ、Ⅵは各節切を要する。 亀裂深さがH.W.Lより浅い場合は施工時の降雨、出水等に十分配慮し施工する。 堤体を含めた川表法面について切返し盛土を実施する場合は、H.W.Lまで覆層を計画する。 ケースⅤ、Ⅵの場合は、液状化判定等を行い破壊メカニズムを解明する(堤防の耐震対策は液状化に對し実施する)。 液状化判定により厳限の堤防機能が確保されていない場合は、堤内地の状況その他当該現場条件等を加味し、適切な液状化対策を実施する。 上記に示す工法は基本的な考え方を示したものであり、基礎復旧対策・覆層・削り切等、申請に当たっては工法の経済比較を行う。 本基本方針は河川堤防の復旧である土壌に対する方針を示したものであり、特殊土については別途検討を行う。 									

図 3-12-6 河川堤防の被災箇所への復旧基本方針

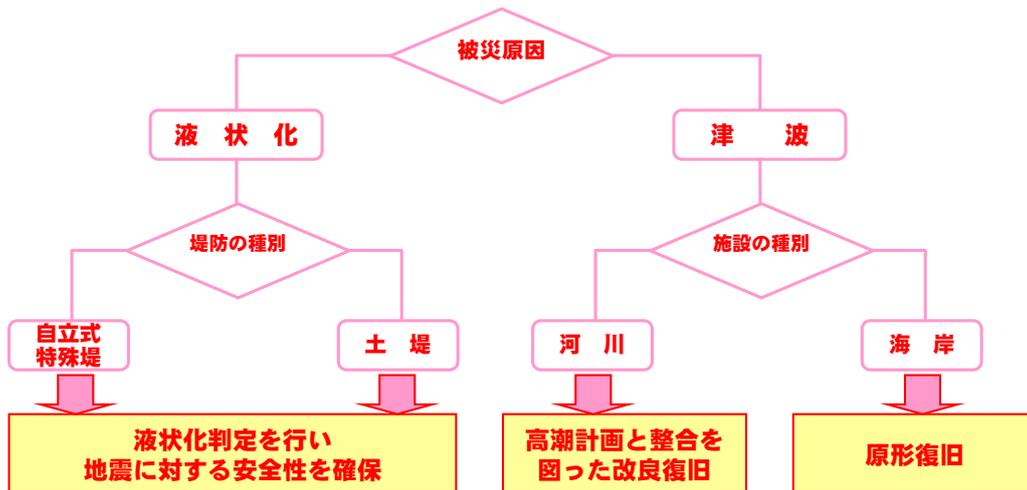


図 3-12-7 被災原因別の申請方針フロー

3 港湾

(1) 応急復旧の状況

発災後、液状化による墳砂によって臨港交通の妨げとなっている土砂の撤去等臨港道路の応急復旧を実施し、早期の交通解放に努めた。

津波により航路標識が流失した箇所については、船舶が安全に航行できるように航路標識の設置を実施した。また、地震により防波堤が沈下し、船舶が防波堤に衝突する恐れがあったため、衝突防止のための仮灯標設置を実施した。

さらに、住民の安全確保のため、危険な箇所については、立入禁止措置等も併せて実施した。



写真 3-12-9 臨港道路 土砂撤去



写真 3-12-10 臨港道路 土砂撤去



写真 3-12-11 防波堤 仮灯標



写真 3-12-12 防波堤 仮灯標施工状況

4 公園

(1) 応急復旧の状況

各公園を管理する指定管理者により、公園利用者の安全を確保するために危険箇所の立入禁止措置等を実施した。

また、特に被害が甚大であった幕張海浜公園及び蓮沼海浜公園については、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、(社)千葉県造園緑化工事業協会に協力を要請し、被害状況の把握とともに、危険箇所の立入禁止措置や園路等の段差解消、堆積土砂の撤去等を実施した。



写真 3-12-13 応急措置及び応急復旧状況
(幕張海浜公園)



写真 3-12-14 応急措置及び応急復旧状況
(蓮沼海浜公園)

ア 幕張海浜公園

当公園には、プロ野球の千葉ロッテマリーンズが本拠地としている千葉マリンスタジアムがあり、駐車場及び進入路をはじめ、球場周辺の園路や污水管等が被災した。

プロ野球開幕戦となる4月12日までに野球観戦に訪れる利用者の交通手段を確保しなければならなかったことから、応急仮工事を実施した。

また、球場を含め園内から流入してくる污水管も使用不能な状況となっており、これについても応急的に仮復旧を実施した。

球場の設置者である千葉市をはじめ、千葉ロッテマリーンズ、バス会社、タクシー協会等と協議し、駐車場については、バス利用限定とし、一般車両の入場については、本復旧の完了後とした。



写真 3-12-15 応急仮復旧工事状況



写真 3-12-16 応急仮復旧工事状況

イ 蓮沼海浜公園（応急本工事：公園災害復旧事業）

当公園には、地域最大級のレジャープールである「蓮沼ウォーターガーデン」があり、毎年夏のオープン期間中は多くの利用者が訪れるが、津波により造波プールの機械室が水没するなどして造波機械が被災し使用不能となった。

7月16日にオープンが控えており、災害査定を受けるよりも前に復旧を開始する必要があったことから、応急本工事により復旧することとした。

工事は5月25日に着手、7月12日に完了し、当初の予定通り7月16日にオープンすることができた。

5 下水道

(1) 応急復旧の状況

公共下水道施設の被災は、液状化によるマンホールの浮上や、管渠の浮上及び沈下等に加え、管内に土砂が堆積し、流下能力が著しく阻害されたことから、応急復旧に多くの時間を要した。

通常、各下水道管理者において早急に行わなければならないことは、車道部で突出したマンホールの処理、住宅街等における仮設トイレの設置や下水道使用制限の周知を行うとともに、仮設ポンプの設置によるバイパス機能の確保やバキューム車による管内滞留物の吸引などである。

しかしながら、今回多くの被災箇所では、広範囲に渡り管内に土砂が堆積し固化した状態であり、応急復旧として管内堆積土砂等の除去作業が必須であったため、高圧洗浄車による洗浄とバキューム車による吸引を併用した作業により、仮復旧までに最大で35日を要した。



写真 3-12-17 仮設ポンプの設置によるバイパス機能の確保



写真 3-12-18 仮設ポンプの設置によるバイパス機能の確保



写真 3-12-19 マンホール浮上状況



写真 3-12-20 高圧洗浄車による洗浄と
バキューム車による吸引作業

6 県営住宅

応急復旧については、千葉県住宅供給公社と、被害状況や復旧計画・方針について協議をおこなった。その上で生活上支障が出る箇所や危険な箇所について、千葉県住宅供給公社により応急復旧処置を緊急性の高いものから順に31団地において行った。

応急復旧内容としては、舗装補修、インターロッキング補修、ポンプ基礎傾きジャッキアップ、液状化の砂収集・飛散防止処理、アプローチ等の段差・亀裂解消、U字溝補修、エキスパンションジョイント補修、受水槽水漏れ補修、配管補修等を実施した。

4月にも現地調査を行い、度重なる余震で被害が拡大していないか調査確認し、応急復旧並びに本格的な復旧に向けての方針を決定した。

復旧については、県で行っており、平成24年12月31日時点ではほぼ完了している。

定期的に千葉県住宅供給公社によって経過観察を行い、情報を集め、追加が出た場合については、その都度協議を行い対応している。

当初応急復旧としていたものの、応急復旧の範囲を超える被害状況の拡大や詳細がその後の調査で確認された場合にも協議を行い、応急復旧範囲と本復旧範囲を分割して、緊急性の高い部分を優先して行うことで、住民の安全を優先させている。

i) 海浜幕張県営住宅（千葉市美浜区）・・・舗装一部沈下・破損



写真3-12-21 被害状況



写真3-12-22 応急復旧後

ii) 浦安高洲県営住宅（浦安市）・・・インターロッキング破損



写真3-12-23 被害状況



写真3-12-24 応急復旧後

iii) 横芝大島県営住宅（横芝光町）・・・浄化槽廻り陥没



写真3-12-25 被害状況



写真3-12-26 応急復旧

iv) 海浜検見川県営住宅（千葉市美浜区）・・・グレーチング破損



写真3-12-27 被害状況



写真3-12-28 応急復旧後

v) 実籾県営住宅（習志野市）・・・エキスパンションジョイント破損



写真3-12-29 被害状況



写真3-12-30 応急復旧後

vi) 菊間第七県営住宅（市原市）・・・雨水管破損



写真3-12-31 被害状況



写真3-12-32 応急復旧後

vii) 我孫子新木県営住宅（我孫子市）・・・アプローチ段差・ひび割れ



写真3-12-33 被害状況



写真3-12-34 応急復旧後

viii) 豊里県営住宅（銚子市）・・・U字溝破損



写真3-12-35 被害状況



写真3-12-36 応急復旧後

ix) 野田中野台県営住宅（野田市）・・・ブロック塀破損



写真3-12-37 被害状況



写真3-12-38 応急復旧後

7 土地造成整備事業関連施設

土地・道路及び護岸施設等では、千葉市、浦安市、船橋市、習志野市及び市原市で車道や歩道等の隆起、陥没、雨水・污水管等の破損が発生したが、平成23年3月中に応急復旧を実施し、その後、測量・調査を行った上で、平成23年度中に本復旧が完了した。

表 3-12-1 土地造成整備事業関連施設の復旧状況

市町村名	施設名等	箇所数	被害額（千円）	応急復旧完了日
千葉市	道路	14	179,070	3月19日
習志野市	道路	2	315,300	3月15日
船橋市	道路	1	65,900	3月26日
浦安市	道路	6	1,451,960	3月19日
千葉市	公園緑地	1	44,560	3月30日
千葉市	一般廃棄物処理施設	1	50,000	本復旧で対応 (8月31日現在)
船橋市	護岸・突堤	1	176,000	本復旧で対応 (8月31日現在)
船橋市	下水道	1	190,137	応急対応中
浦安市	公園緑地	1	96,000	本復旧で対応 (8月31日現在)
浦安市	下水道	2	757,526	本復旧で対応 (8月31日現在)
市原市	防波堤等	1	26,500	3月25日

8 工業用水道

管路施設では、市川市、船橋市、習志野市及び市原市内の計17ヶ所で配水管から漏水が発生し、浄水施設等では、千葉市、習志野市、佐倉市、市原市、君津市における浄水場及び給水場等において壁の亀裂等が発生したが、給水には支障なく運転を継続した。

管路からの漏水は4月6日までに全ての箇所の応急復旧が完了した。

表 3-12-2 工業用水道関連施設の復旧状況

地区名	施設名等	被害状況	被害額 (千円)	復旧状況	備考
房総臨海	配水施設	東電鉄塔下配水管空気弁漏水	400	H24年3月復旧完了	
		椎津水管橋空気弁漏水	600	H24年3月復旧完了	
		石川水管橋漏水	500	H24年3月復旧完了	
		明光水管橋漏水	500	H24年3月復旧完了	
	袖ヶ浦 浄水場	沈殿池傾斜板設備損傷	20,000	H26年度以降復旧予定	H24年3月発見
	皿木分場	沈殿池傾斜板空気洗浄配管破損	4,000	H26年度以降復旧予定	H24年3月発見

地区名	施設名等	被害状況	被害額 (千円)	復旧状況	備考
五井市原	郡本 浄水場	N0.1、2フラッシュミキサーの 損傷により運転不能	2,000	H23年11月復旧完了	
	山倉ダム	地震データ収録システムの 不動作	8,000	H24年1月復旧完了	
五井姉崎	佐倉 浄水場	電気室及び送水ポンプ棟の 床等に亀裂	1,000	H24年3月復旧完了	
		濃縮槽可動トラフの損傷	2,000	H24年3月復旧完了	
		横流沈澱池地下歩廊継目より 漏水	2,000	H24年3月復旧完了	
		凝集剤貯留タンクの アンカー部の損傷	10,000	H24年3月復旧完了	
		横流沈澱池阻流板の外れ	9,000	H24年3月復旧完了	
		取水口付近護岸が河川側へ傾く	1,000	H24年3月完了	調査設計委託費
		同上	24,664	H25年3月完了予定	工事費
		薬注室前タタキに段差	1,000	H24年3月復旧完了	
		取水ポンプ室硝子破損他	1,000	H24年3月復旧完了	
	送水施設	I期送水管路路面陥没	500	6月復旧完了	
東葛・ 葛南	南八幡 浄水場	沈澱池整流壁に傾き	33,467	8月応急復旧完了、H24～ 25年度で本復旧	応急工事費、設計 委託費、補修工事費
	配水施設	配水管漏水	14,000	応急復旧	13ヶ所
			4,578	H23年8月舗装本復旧完了	3ヶ所
			8,096	H24年4月舗装本復旧完了	10ヶ所
習志野 給水場	場内沈下	193	H23年11月完了		
木更津 南部	人見 浄水場	1号配水池のコンクリート継目 から漏水	2,000	経過観察中	
千葉	印旛沼 浄水場	取水ポンプ室付属施設基礎沈下、 建屋外壁割れ他	14,500	H24年3月復旧完了	JFEとの共同 施設のため千葉県 負担分 (水量比)
	間野台 調圧塔	サージタンク漏水(少量)、階段 の柵手すり破損	14,000		
	宮崎 給水場	配水池の目地等から漏水(少量)、 外壁にひび割れ	6,000		
計			184,998		

第13節 農林水産業関連の応急・復旧と支援

1 復旧支援

農林水産業においても、農地の液状化や産業の基盤となる土地改良施設や漁港などのインフラ施設で大きな被害が発生したことから、被災市町村や被災事業者の要望に配慮しつつ、被害の状況に応じて農業用施設や漁港、共同利用施設等の早期復旧を進めてきた。

表 3-13-1 農林水産業施設の主な被害内容及び復旧状況（平成24年12月31日現在）

被害内容		復旧対応状況	今後の予定等
土地改良施設 2,337ヶ所 (水路、農道、揚・排水 機場の損壊など)		<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業による復旧工事を県・市町村等で実施中であり、平成23年度末までに約4割が完了した。 ・平成24年産の水稲作付けに支障のないよう、用水の復旧を優先的に実施した。 (香取市石納地区は、仮設ポンプを設置し、排水路から水をくみ上げて対応した。) <p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・23年産の水稲作付けに間に合うよう、用水路等の応急工事を実施したが、用水の確保ができず、318haで水稲作付けを断念した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業採択箇所については、24年度末までに8割、25年度末までに全て完了予定。 ・香取市石納地区（水田約48ha）の用水路復旧は、復興交付金事業として液状化対策を含めて実施する。
農業集落排水施設 15地区 (マンホールの隆起、管路の蛇行、舗装損壊)		<ul style="list-style-type: none"> ・生活に支障がないよう直ちに復旧工事を実施し、11地区は完了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の大きい香取市4地区で復旧工事を実施し、平成25年度内に完了予定。
水田	津波による 塩害 663ha	<ul style="list-style-type: none"> ・24年の水稲作付けまでに農業用水を利用した除塩作業を実施した。 <p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術対策の周知・指導により、農業用水を利用した除塩作業を実施した結果、650haで水稲を作付けた。 ・13haで水稲作付けを断念した。 	(復旧済み)
	液状化740ha	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の甚大な利根川沿岸地域(香取市、神崎町)では、自力復旧のほか、災害復旧事業で対応した。 <p>【平成23年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・49haで水稲作付けを断念した。 (香取市石納地区、香北地区等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・香取市石納地区（水田約48ha）の用水路復旧は、復興交付金事業として液状化対策を含めて実施する。

被害内容	復旧対応状況	今後の予定等
園芸用ハウス 65ヶ所（約10ha） （津波による倒壊、地震による損壊）	・被災した園芸用ハウス約10ha復旧した。	（復旧済み。）
畜産物の廃棄 原乳 383t （地震による停電の影響）	・計画停電に備え、酪農家への発電機導入（209台）を支援した。	・事業要望農家の全てに発電機が導入され、計画停電時の危機管理体制が整備済み。
海岸県有保安林 32ヶ所（31ha） （防風柵の倒壊、植栽木の流失・冠水など）	・倒壊した防風柵の撤去、防風ネットの復旧、護岸工など、緊急性の高い箇所から復旧に着手した。	・24年度末時点で23ヶ所復旧し、他に5ヶ所が一部復旧する予定。 ・植栽箇所は、植栽適期を勘案し、今後3年程度で復旧完了予定。
漁港 14漁港 （航路・泊地の埋そく、防波堤の沈下など）	・航路確保のためガレキ除去などの応急工事を実施し、ほぼ1か月で、全ての漁港が利用可能となった。 ・13漁港で復旧完了した。（銚子、片貝、勝浦、太東、和田、千倉、乙浜、富崎、岩和田、市川、浦安、飯岡、栗山川）	・外川漁港で復旧中。 （25年5月末までに完全復旧見込み）
漁船 405隻 （転覆、乗り上げなどによる損壊）	・復旧対応済み397隻。 （復旧済み364隻、持ち船整理等による廃船33隻） ・その他8隻は応急措置等で対応している。	（復旧済み）
漁協等の共同利用施設 142施設 （市場、冷蔵庫など）	・復旧済み115件。 ・その他27件は、応急措置等で対応している。	（復旧済み）
水産加工業者の施設 49社 （加工場、冷凍庫など）	・施設は復旧済み。（経済産業省の中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に採択）	（復旧済み）
ノリ養殖施設 224施設 （津波による損壊）	・損壊した資材の更新により、養殖は例年どおり9月中旬から開始。	（復旧済み）

表 3-13-2 復旧支援の状況（平成 24 年 12 月 31 日現在）

区 分	支援内容（H24. 5. 31時点）	今後の予定等
金融支援	<ul style="list-style-type: none"> 震災により影響を受けた農業者・漁業者に対して、再生産に必要な資金又は施設の復旧資金を無利子で融資した。 （東日本大震災農業対策資金24件、約73百万円貸付実施、東日本大震災漁業対策資金3件、約14百万円貸付実施） 	
技術指導	<ul style="list-style-type: none"> 塩害対策や水稻の作付けが遅れた場合の栽培方法などを技術指導した。 	
支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 液状化による用水路被害が甚大であった香取地域において、香取農業事務所に「復旧支援課」を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き復旧支援課において、香取地域の農業用施設の早期復旧を図る。

2 調査研究

国と協力して農地土壌の放射性セシウム濃度モニタリング調査実施し、分布図を作成した。

また、(独)農業・食品産業技術総合研究機構や他県と共同で国の委託研究などにより、サツマイモ、ホウレンソウなどの野菜類12品目、ユズなど果樹類5品目、その他米や茶など合計23品目について、セシウム吸収抑制対策や実証試験を実施した。

第14節 各県立病院の応急・復旧状況

地震により、一部の県立病院では、一時的な断水や停電、建物・設備等への被害が発生したが、診療に大きな影響はなく、これらの被害に対しては、応急修繕を実施した上で、復旧工事を進めた。

表3-14-1 各県立病院の主な被害と復旧状況（平成24年12月31日現在）

施設名	被害状況	復旧状況
がんセンター	・西病棟の壁面に亀裂	H23. 11復旧
救急医療センター	・水道管の破損による給水量低下があり、復旧までの間、給水車で対応	H23. 3. 12復旧
	・本館と他棟との接続部が破損	H23. 3応急修繕、H23. 7復旧
	・排水、雨水管等破損	H23. 7復旧
	・駐車場等で液化化発生	H23. 8復旧
精神科医療センター	・水道の使用量が通常時の7、8割程度に制限され、復旧までの間、給水車で対応	H23. 3. 16復旧
	・駐車場等で液化化発生	H23. 7復旧
こども病院	・天井の一部破損	H23. 3復旧
循環器病センター	・復旧工事等を要する被害なし	
東金病院	・停電し、復旧までの間、自家発電装置で対応	H23. 3. 12復旧
	・天井等に亀裂	H23. 7復旧
佐原病院	・停電し、復旧までの間、自家発電装置で対応	H23. 3. 12復旧
	・水道が使用不能になり、復旧までの間、給水車で対応	H23. 3. 16復旧
	・下水道が使用不能になり、復旧までの間、簡易トイレやバキュームカーで対応	H23. 3. 18復旧
	・本館の水漏れ、天井の破損	H24. 11復旧
	・ボイラー排煙突中間部破損	H24. 11復旧
	・駐車場等で液化化発生	H23. 11復旧

第15節 医療・社会福祉関係施設の復旧と支援

1 医療施設等の災害復旧に対する支援

国の一次補正予算において、医療施設の災害復旧費に対する補助制度が創設され、県内の15の医療施設等の災害復旧費に対する支援（補助）が行われた。（国の直接補助）

なお、公的医療機関について、補助率が1/2から2/3に引き上げられたことから、公的医療機関以外の医療施設等について、県で上乗せ（1/6）補助を実施した。

(1) 対象施設

- ・ 公的医療機関 3施設（補助率 国2/3）
- ・ 上記以外の医療機関等 14施設（補助率 国1/2、県1/6）
※医療機関12、看護学校2

(2) 補助額

- ・ 国による直接補助 17施設計 16,199千円
- ・ 県による上乗せ補助 14施設計 13,186千円

2 社会福祉施設等災害復旧事業

地方公共団体、社会福祉法人、医療法人等が設置した、保護施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、保育所、介護老人保健施設等の災害復旧事業の一部を補助した。（県有施設を除く。）

施設種別	件数	補助金額
地域福祉センター	2	—
救護施設	1	—
保育所	50	—
子育て支援のための拠点施設（放課後児童クラブ）	3	—
特別養護老人ホーム	23	—
軽費老人ホーム	12	—
老人短期入所施設	11	—
老人デイサービスセンター	8	—
老人福祉センター	5	—
認知症高齢者グループホーム	4	3,533千円
養護老人ホーム	1	15,018千円
地域包括支援センター	1	699千円
生活支援ハウス	1	7,188千円
介護予防拠点	1	1,912千円
障害福祉サービス事業所	10	25,803千円
共同生活介護・共同生活援助事業所	7	23,723千円
障害者支援施設	6	19,617千円
知的障害者更生施設	5	35,337千円
知的障害者入所授産施設	1	4,483千円
知的障害児通園施設	1	811千円
肢体不自由児施設	1	780千円
重症心身障害児施設	1	13,446千円

施設種別	件数	補助金額
身体障害者福祉センター	1	1,582千円
老人デイサービスセンター	3	7,151千円
老人短期入所施設	1	31,416千円
介護老人保健施設	17	45,118千円

※事業実施中等により補助額が確定していないものについては補助金額欄にーと記載

また、平成21年度に国の交付金を受けて造成した「千葉県介護基盤緊急整備等臨時特例基金」により、民間事業者が設置した、老人福祉施設の災害復旧事業の一部を補助した。

施設種別	件数	補助金額
認知症高齢者グループホーム	7	17,257千円
小規模多機能型居宅介護事業所	2	5,319千円
認知症対応型デイサービスセンター	1	2,401千円

3 子育て支援事業設備等復旧支援事業

被災した子育て関連施設について、当事業の復旧に要する初期契約費用（礼金・手数料）、再開等準備費用の一部に対し補助を行った。

施設種別	件数	補助金額
放課後児童健全育成事業	8	1,315千円

4 医療施設耐震化臨時特例整備事業

平成21年度に造成し、平成22年度に積み増しを行った「千葉県医療施設耐震化臨時特例基金」等を活用して、県内14医療機関の耐震化工事に対する支援（補助）を実施した。

(1) 補助対象 災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関

(2) 補助基準額

ア 災害拠点病院・救命救急センター

基準面積 $8,635\text{m}^2 \times 276\text{千円}/\text{m}^2 = 2,383,260\text{千円}$

イ 二次救急医療機関

基準面積 $8,635\text{m}^2 \times 165\text{千円}/\text{m}^2 = 1,424,775\text{千円}$

(3) 補助率

ア 災害拠点病院・救命救急センター 0.7

イ 二次救急医療機関 0.33~0.6

(4) 補助額 5,342,366千円（予定）

5 社会福祉施設における非常用自家発電機設置費補助事業（介護老人保健施設・特別養護老人ホーム等・障害者支援施設等）

人工呼吸器等による呼吸管理や体温調整が必要な者が入所している施設に対し、非常用自家発電機の設置経費の一部補助

施設種別	件数	補助金額
介護老人保健施設	38	24,892千円
特別養護老人ホーム等	93	36,995千円
障害者支援施設等	25	83,504千円

6 医療施設の自家発電装置の整備に対する支援

国の平成23年度3次補正予算で災害拠点病院の自家発電設備の整備に対する補助が措置されたことから、災害拠点病院1病院に対して、自家発電設備の整備に対する補助が行われた。(国の直接補助)

- (1) 補助対象先 災害拠点病院
- (2) 補助基準額 145,381千円
- (3) 補助率 国1/3
- (4) 補助額 28,000千円

また、救急患者の受入れや手術等のために常時電力を必要とするにも関わらず、自家発電装置を有していない救急病院の電力確保を支援するため、自家発電装置の整備に対する県単独の補助を実施した。

- (5) 補助対象先 自家発電装置を有しない救急病院（救急告示病院＋病院群輪番制病院）
- (6) 補助基準額 契約電力 (kw) ×1/2×250千円=145,381千円
- (7) 補助率 県1/3
- (8) 補助額 10,641千円

7 災害拠点病院の設備整備に対する支援

国の平成23年度3次補正予算において、災害拠点病院が災害発生時等の診療機能維持のために実施する自家発電設備等の整備や、災害派遣医療チーム (DMAT) の活動体制強化を図るための応急用医療資機材等の整備に対する補助制度が創設されたことから、県内の12の災害拠点病院に対する支援(補助)が行われた。(国の直接補助)

- (1) 補助対象 災害拠点病院（公立病院を含む）12病院
- (2) 基準額

衛星電話	アンテナ設置型	1病院あたり	741千円
	DMAT携帯型	1チームあたり	588千円
医療資機材	応急用	1病院あたり	4,000千円
	DMAT携行用	1チームあたり	3,000千円
- (3) 補助率 国1/2
- (4) 補助額 21,370千円

第16節 商工業関連の応急・復旧と支援

1 雇用面での支援、商工業・観光業者等の復旧に係る支援

(1) 平成22年度予算の補正（知事専決処分）による応急的な対応

ア 県内中小企業に対する資金繰り支援

(ア) 利子補給に係る債務負担行為の追加

直接的な被害を受けた中小企業の再建を支援するため、セーフティネット資金（災害緊急対策）を創設するとともに、県独自の利子補給を実施するため、債務負担行為の追加（融資枠50億円）を実施した。

(2) 平成23年度5月補正予算による応急的な対応等

ア 雇用面での支援

(ア) 新卒未就職者人材育成事業

新卒未就職者を対象に、基礎的な研修を実施するとともに、県内中小企業等において職場実習を行い正規雇用としての就職促進を図る。

〔これまでの取組み〕

平成23年度第2期の参加者定員について、補正予算により震災対応として90名増員し200名とした。

(イ) 雇用企業開拓員事業

失業者を雇用企業開拓員として雇用し、雇用された雇用企業開拓員が企業訪問等により求人情報・企業情報の掘り起こしを行う。

〔これまでの取組み〕

被災者等への就労支援として、雇用企業開拓員事業のスキームを活用し、被災者を優先的に採用し、企業訪問等により収集した被災者向け求人情報を「ハローワーク」などの就業支援機関に提供した。

また、これらの求人情報を活用した合同就職面接会の開催等により、被災者の就労支援を促進した。

イ 商工業・観光業者等への支援

(ア) 中小企業組合等共同施設災害復旧費補助金

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第14条に基づき、事業協同組合等が設置した共同施設の災害復旧事業に要する経費の一部を補助した。

平成23年度 交付先：協同組合東金ショッピングセンター
補助額：4,619千円

(イ) 組合施設等災害復旧費補助金

東日本大震災により被災した中小企業組合等が実施する災害復旧事業に要する経費を補助した。

平成23年度 交付先：県南畜産処理事業協同組合、
市川表面処理協同組合
補助額：7,127千円

平成24年度 交付先：船橋機械金属工業協同組合
補助額：42,113千円

(ウ) セーフティネット資金（震災復興枠）利子補給

セーフティネット資金の震災復興枠を活用し、被災した施設や設備等の復旧を行う中小企業に対して、借入負担を軽減し、被災施設等の復旧を促進するため利子補給（1.15%）を実施した。

平成24年3月31日借入実行分まで対象

利子補給対象：255件、3,712,946千円

(エ) 千葉県がんばる商店街復興支援事業補助金

東日本大震災の影響により、直接被害を受けた災害救助法適用地域の8市町にある商店街や商店等を支援し、地域経済の早期復興を図るため、施設・設備の整備に対し補助した。

a 補助対象事業（平成23年度5月補正予算額：26,000千円）

(a) 施設整備事業（ハード事業）

災害により直接被害を受けた商店街の施設・設備の整備事業や集客回復を目的とした商店街施設の整備事業に対して補助する。また、商店街のLED街路灯設置等、節電対策のための施設・設備の整備に対して補助する。

(b) 集客回復事業

震災の影響により売上げが減少した商業団体が行う集客回復のための取組に対して補助する。

b 補助実績

施設整備事業 3事業 15,444千円

集客回復事業 6事業 9,312千円

計 9事業 24,756千円

(オ) 立地企業補助金（災害復興支援）

立地企業補助金（災害復興支援）は、東日本大震災により被災した企業の工場等の移転等に係る負担を軽減し、速やかな復興を支援するために創設した。

補助制度の概要は、被災した工場等が県内工業団地等に移転する場合等、投下固定資産額が5,000万円以上の投資に対し、当該投下固定資産額の3%を補助するものである。

平成23年度に2件認定し、同年度中に1件（2,548千円）交付した。残り1件は平成24年度中に交付予定である。

(カ) 諸外国向けに輸出される食品に関する証明書の発行

東日本大震災以降、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、諸外国において日本から輸出される食品について証明書の発行が求められており、このような状況に対応するため、県では、国の要請に基づき、諸外国・地域向けに輸出される食品について証明書の発行を実施している（平成23年4月7日～）。

2 県有施設等の応急・復旧

(1) 平成22年度予算の補正（知事専決処分）による応急的な対応

ア 産業支援技術研究所

機器分析室の天井からの漏水及び庁舎の壁面、床面の亀裂等により被害額1,909千円であった（応急復旧完了日 H23.6.22）。

イ 幕張メッセ

国際展示場ホール床の亀裂・段差、駐車場液状化による噴砂等により被害額421,000千円であった（応急復旧完了日 H23.7.11）。

ウ サンライズ九十九里

宿泊棟のエキスパンション部分の破損、プール棟の柱・壁の亀裂等により被害額35,000千円であった（応急復旧完了日 H23.3.13、復旧完了日 H24.3.25）。

(2) 平成23年度5月補正予算による応急的な対応

ア 東葛テクノプラザ

建物の亀裂、硝子の損傷、エレベーターのレール破損等により被害額18,167千円であった（応急復旧完了日 H24.3.15）。

イ かずさアカデミアホール

ホールのロビー・メインホール天井一部落下、非常用発電設備故障、構内道路段差により被害額26,519千円であった（復旧完了日 H24.2.22）。

(3) 平成22年度の予算流用及び平成23年5月補正予算による応急的な対応

ア 高等技術専門校

6校中3校で建物の一部に亀裂等により被害額2,828千円であった（応急復旧完了日 H23.9.15）。

イ かずさDNA研究所

天井一部落下、各棟接続部の亀裂・損傷等により被害額856千円であった（応急復旧完了日 H23.7.19）。

第17節 教育関連の施設等の応急・復旧と支援

1 授業の実施等

(1) 県立高等学校及び中学校

校舎の修繕や設備の整備を進め、新学期から現校舎で授業実施した。

但し、県立浦安南高校については、地盤沈下など大きな被害があり、安全な教育活動を続けることが困難な状況であったため、4月から概ね6か月程度、旧県立船橋旭高校に一時移転して授業実施した。

(2) 県立特別支援学校

校舎の修繕や設備の整備を進め、新学期から現校舎で授業実施した。

(3) 市町村立小中学校及び特別支援学校(千葉市立を除く)

校舎の修繕や設備の整備をすすめ、新学期から授業実施した。

ア 始業式…全校で計画どおり実施した。

イ 入学式…ほとんどの学校で計画どおり実施した。ただし、体育館の被害等により小学校1校が日程の変更、小学校4校・中学校4校は会場・時間等を変更して実施した。

ウ 授業予定…全ての学校で平常どおり実施した。ただし、香取市立新島中学校1校は、授業内容は平常通りだが、校舎が使用できないため近隣小学校の校舎を使用した。

(4) 県民向け教育機関

利用者の安全確保及び節電等に留意しつつ、全ての教育機関がサービスを提供している。なお、総合スポーツセンター、総合スポーツセンター東総運動場、国際総合水泳場については、施設の一部の閉鎖や、利用時間を制限した施設もあった。

(5) 予算措置

ア 3月補正予算の主な内容

地震により被害を受けた県立高等学校等の修繕 444,700千円

イ 5月補正予算の主な内容

(ア) 県立高等学校災害復旧事業【新規】 777,000千円

地震により被害を受けた県立高等学校12校の校舎及びグラウンドの復旧

(イ) 社会教育施設等災害復旧事業 180,100千円

(既定予算と合わせ205,658千円)

地震により被害を受けた博物館、図書館などの社会教育施設等の復旧

(ロ) 体育施設災害復旧事業 61,000千円

(既定予算と合わせ102,500千円)

地震により被害を受けた総合スポーツセンター及び国際総合水泳場の復旧

(ハ) 浦安南高校通学費助成【新規】 3,000千円

被災により仮校舎に通学することになった県立浦安南高校の生徒に対し、通学費の増額分について助成

ウ 6月補正予算の主な内容

総合スポーツセンター野球場災害復旧事業 6,400千円
(既定予算と合わせ11,400千円)

余震により被害が拡大した総合スポーツセンター野球場の復旧

エ 9月補正予算の主な内容

(ア) 被災者雇用緊急事業【新規】 42,670千円

地震により被災された方に、当面の就業機会を提供し、生活再建に向けての第一歩となる支援を行うため、緊急雇用創出事業等臨時特例基金を活用し、県の非常勤職員として採用した。

(イ) 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金事業【新規】 63,622千円

市町村が実施する就園、就学支援事業への助成等をした。

(ウ) 被災文化財再建支援事業 1,790千円

地震により被害を受けた文化財について、復旧に必要な経費を助成した。

2 県内の被災児童生徒の就学支援等

(1) 被災した児童生徒の教科書等を確保した。

教科書給付を決定した児童生徒数 41名

(2) 被災した児童生徒の学校への弾力的な受入れ及び県立高等学校に係る入学検査料・入学料を減免した。

公立小学校（千葉市立を含む）への受入れ決定児童数 2名

公立中学校（千葉市立を含む）への受入れ決定生徒数 0名

県立高校・特別支援学校への受入れ決定児童生徒数 0名

合計 2名

(3) スクールカウンセラーの被災地への緊急派遣

派遣期間	派遣対象校	派遣総時間数
3月16日～3月25日	小学校・・・2校 中学校・・・1校	46時間
4月7日～5月31日	小学校・・・18校 中学校・・・5校 高等学校・・・7校	500時間
6月13日～10月31日	小学校・・・10校 中学校・・・5校 高等学校・・・4校	560時間

第18節 災害廃棄物等の処理

1 災害廃棄物とその特徴

災害廃棄物は、地震や津波、風水害などの自然災害に伴って、倒壊した家屋のがれきや家財道具、浸水し使用不能となった家財道具や衣類、家電製品や粗大ごみ、生活系ごみなどである。これらの災害廃棄物は家庭から発生する生活系ごみと同じ一般廃棄物として被災地の市町村による処理が行われることになるが、その性状や形状は住宅やビル等の建設系の解体現場から発生する産業廃棄物と類似している。

また、災害廃棄物は生活していた状態が渾然一体となった状態で発生することから、危険物や環境汚染が懸念されるものも含まれている。



<搬入時の状況>



<危険物>

写真：(社)千葉県産業廃棄物協会

写真 3-18-1 渾然一体となっている災害廃棄物

2 千葉県の被災状況

県内の津波、液状化の被害により発生した建物被害は、6万棟以上にのぼり、災害廃棄物と津波堆積物の発生量は合わせて約14万8千トンと推定（平成24年12月末現在）されている。このうち約14万トンの災害廃棄物等が仮置場に搬入され、既に12万9千トンの処理が完了している。

特に、津波による被害が甚大だった旭市では、平常時の約3年分に相当する約8万トンもの災害廃棄物が発生した。

3 災害廃棄物の処理体制

災害廃棄物は、大規模な災害発生時には一時期にあらゆるものが混ざった状態で大量に発生することから、被災市町村単独での処理は難しく、他の市町村の処理施設や産業廃棄物処理施設において処理を行うなどの協力が必要になる。

そのため、県では「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」を策定し、市町村に震災時の廃棄物処理体制の整備を促すとともに、災害発生時に速やかな復旧が進められるよう関係団体と廃棄物処理等の協力体制を整備し、被災地

の復旧・復興を支援している。

被災市町村が単独でのごみ処理事業等を維持することが難しい場合に、県内の市町村間で相互に協力し合い処理を行う「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」のほか、大量の災害廃棄物の処理など市町村が独力では対処できないときに、(社)千葉県産業廃棄物協会(以下「産業廃棄物協会」という。)の支援協力で収集、運搬、処理、処分などを産業

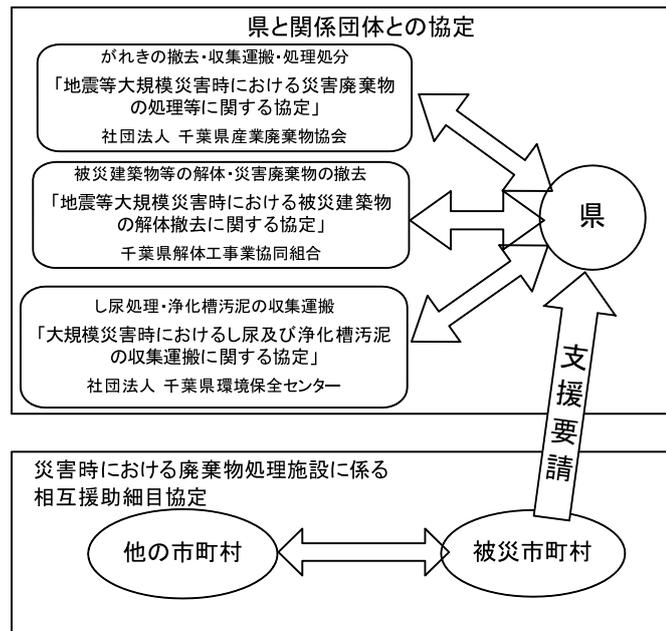


図 3-18-1 災害廃棄物の処理体制

廃棄物処理業者によって行う「地震等大規模災害時における廃棄物処理等に関する協定」や、災害廃棄物の撤去等に付随して必要となる被災家屋の解体、撤去などを千葉県解体工事業協同組合の支援協力で行う「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去に関する協定」、さらに、し尿や浄化槽汚泥の収集について(社)千葉県環境保全センターの支援協力で行う「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」を締結しており、官民一体となった支援体制を整備している。

これらは、阪神・淡路大震災を教訓として整備したものである。

4 災害廃棄物の処理方針

ありとあらゆるものが混ざった状態の災害廃棄物の処理は、直接埋め立てるのではなく、廃棄物の種類ごとに徹底した分別を行い、それぞれの特性に応じ、適切なりサイクルを優先して、できる限り資源としての有効活用をすることを処理方針としている。これにより、最終処分量の削減とともに、処理コストの低減を図ることになる。

5 災害廃棄物の処理状況

東日本大震災では、それぞれの被災市町村が災害廃棄物処理を実施したが、平常時のごみ発生量の約3年分もの災害廃棄物が発生した旭市では、広域的な処理体制が生まれ、処理が実施されたので、その取組を紹介する。

単独での処理が困難な旭市では、市町村間相互応援協定を活用するとともに、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき産業廃棄物協会の協会員らによる仮置場の管理、災害廃棄物の分別作業、搬出、処理・処分に至るまでの処理が実施された。

(1) 仮置場への搬入

震災直後から旭市によって仮置場が設置され、早期の復旧・復興に向けた作業が開始されていたが、協定に基づく産業廃棄物協会の協力によって

「旧海上中学校跡地」、「飯岡野球場」、「野中」、「飯岡漁港用地（県有地）」、「海上野球場」、「岩井（県有地）」の6ヶ所の仮置場で分別作業などが進められた。当初、「市営駐車場」仮置場も設置されていたが、立地条件から現地での作業に支障があったため、仮置場に受け入れた災害廃棄物を他の仮置場へ移動し閉鎖した。

また、現在も被災家屋の解体作業が続いていることから、新たに発生する廃棄物の仮置場として「岩井（市有地）」仮置場が平成24年5月に新たに設置され、旭市による作業が行われている。



写真 3-18-2 仮置場の設置状況

(2) 分別・再資源化

災害廃棄物を、できる限り資源として有効活用を図るためには、仮置場で徹底した分別を行った上で、破砕や焼却などの中間処理施設への運搬、中間処理、最終処分といった一連の作業が必要であることから、日頃、これら一連の作業を業務として行っている産業廃棄物処理業者約80社が協定に基づく支援に協力するとともに、市町村間の相互協定に基づき、千葉市、市川市、市原市の3市の協力で、畳や布類等の可燃物の焼却処理が実施された。

震災直後は主に津波被害による混在した状態の災害廃棄物が仮置場に大量に搬入されていたが、時間の経過とともに、発生場所で、ある程度分別された災害廃棄物が搬入されるようになってきた。仮置場では、試行的な重機（バックホウ）を用いた分別や、作業員の目視と手作業による分別などから始まり、機械式のふるい（トロンメル）などが導入され、徐々に、仮置場内での分別作業が本格的に稼働していった。試行錯誤を繰り返す中で、仮置場での受入れのルール、選別・分別の方法や現場の管理手法などが構築され、がれき類、木くず、繊維くず、金属くず、プラスチック類、可燃くず、廃家電、危険物などに細かく徹底した分別が実施されたことで、資源化施設で処理された木材チップや再生砕石など、多くは資源として有効活用された。

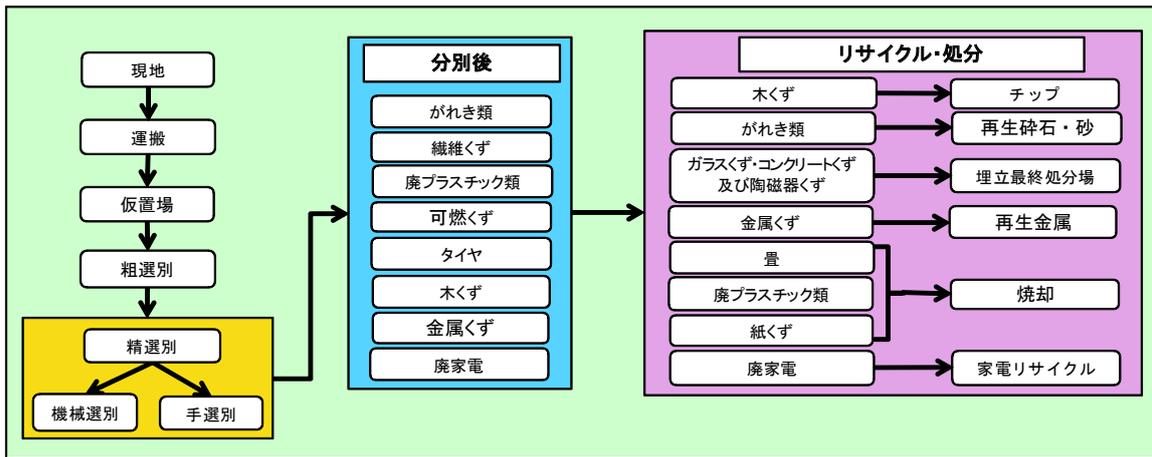
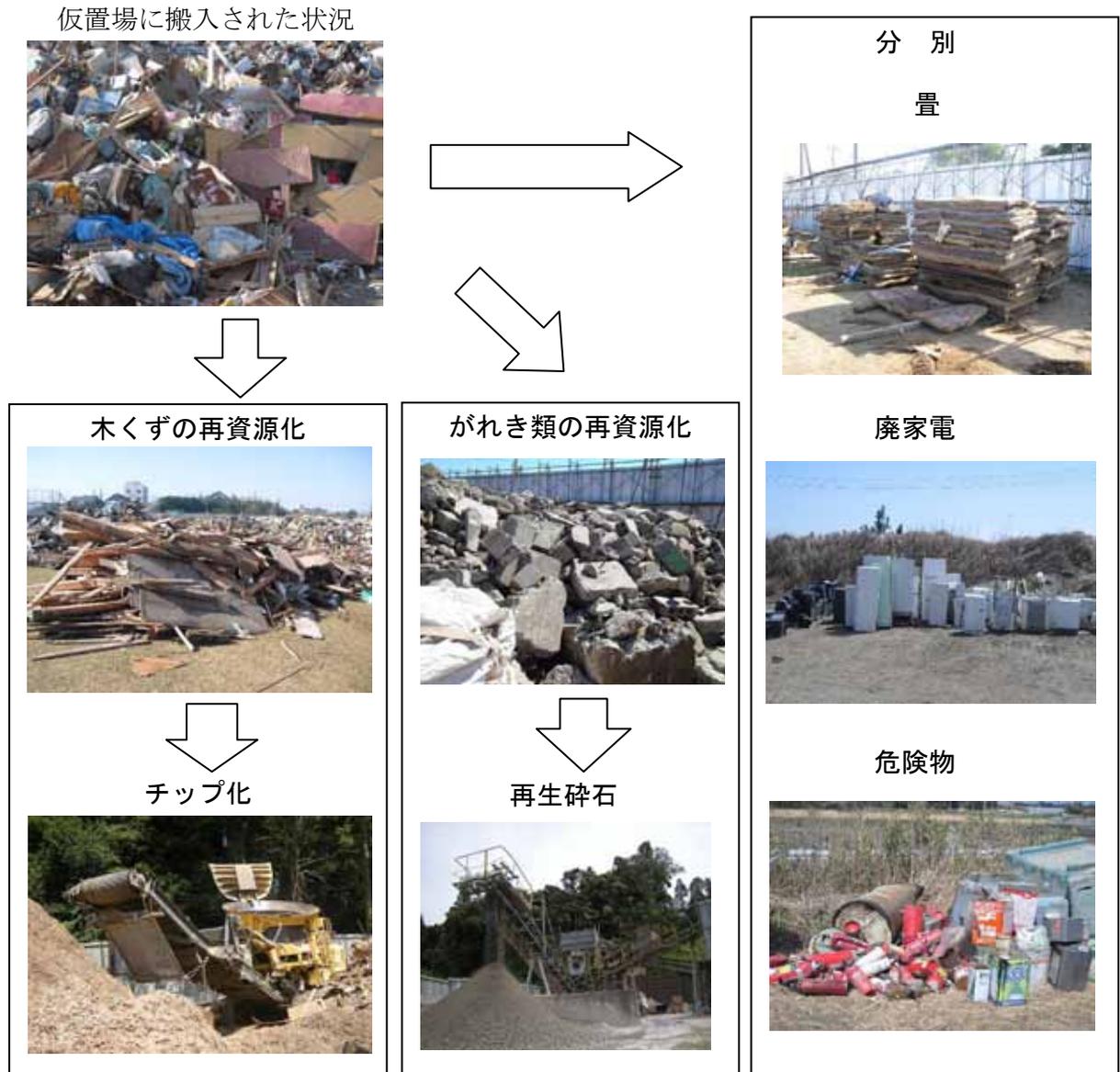


図 3-18-2 旭市における災害廃棄物処理フロー



写真：(社)千葉県産業廃棄物協会

写真 3-18-3 旭市における分別・再資源化の状況



写真3-18-4 旭市の災害廃棄物の状況



写真3-18-5 山武市（本須賀）の災害廃棄物の状況

第19節 全国からの支援

1 緊急消防援助隊

平成23年3月12日から14日にかけて、市原市に緊急消防援助隊（東京消防庁9隊、川崎市消防局1隊、横浜市消防局4隊、三重県隊31隊）、千葉県消防広域応援隊（千葉市消防局9隊）が出動し、市原市のコスモ石油コンビナート火災の消火活動にあたった。

2 千葉県消防広域応援隊出動及び緊急消防援助隊受援状況

- (1) 出動先：市原市五井海岸2 コスモ石油(株)千葉製油所タンク火災
- (2) 消防部隊出動状況等
 - ア 現地消防本部（市原市消防局） 11隊
 - 指揮隊3隊、消火隊3隊、3点セット1セット（大型化学車1隊、泡原液搬送車1隊、高所放水車1隊）、大型化学車2隊
 - イ 千葉県消防広域応援隊（千葉市消防局部隊）9隊（消防艇1艇を含む）
 - 3月11日17時22分 市原市消防局長から統括消防機関（千葉市消防局長）に千葉県消防広域応援隊の出動要請
 - 統括指揮隊1隊、3点セット1セット（大型化学車1隊、大型高所放水車1隊、泡原液搬送車1隊）、泡原液搬送車1隊、消火部隊2隊、消防艇1艇、後方支援隊1隊
 - ウ 緊急消防援助隊 45隊（消防艇2艇を含む）
 - 3月11日18時15分 消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官指示による緊急消防援助隊出動
 - (ア) 川崎市消防局（1隊）
 - 指揮支援部隊1隊（千葉県庁内：千葉県消防応援活動調整本部）
 - (イ) 東京消防庁（8隊1艇）
 - 大型化学車1隊、遠距離送水用大型ポンプ車2隊、人員輸送車1隊、無人放水車1隊、屈折放水塔車1隊、消火部隊2隊、消防艇1艇
 - (ウ) 横浜市消防局（3隊1艇）
 - 3点セット1セット（大型化学車1隊、泡原液搬送車1隊、高所放水車1隊）、消防艇1艇
 - (エ) 三重県隊（31隊）
 - 県隊指揮隊2隊、消火部隊8隊、救助部隊3隊、救急部隊6隊、3点セット1セット（大型化学車1隊、大型高所放水車1隊、泡原液搬送車1隊）、後方支援隊9隊
 - エ その他の機関 7隊（船舶4艇を含む）
 - (ア) 千葉海上保安部 2艇
 - (イ) 海上災害防止センター 2艇
 - (ウ) 共同防災3点セット1セット（大型化学車1隊、泡原液搬送車1隊、高所放水車1隊）

※ 総出動部隊数 65隊7艇（その他の機関3隊4艇を含む）

3月13日17：35市原市消防局及び共同防災にて現場対応が可能と判断し、緊急消防援助隊及び千葉県消防広域応援隊は、現場引揚げ

第20節 東北地方等への支援

各省庁、全国知事会、各災害対策本部などからの要請を受け、関係各機関の協力により東北地方等へ様々な支援を行った。

1 人的支援

- (1) 避難所における健康管理として、宮城県へ保健師等 147人
- (2) 救護班（医療関係）として 岩手県へ医師等 148人
宮城県へ医師等 14人
- (3) 救護班（心のケア）として 岩手県へ医師等 149人
- (4) 義援金の申請受付業務等として（H23）岩手県へ県・市町村職員：159人
- (5) 東北被災地の復興に係る長期的な人的支援（H24）
岩手県：1人、宮城県：2人、福島県：5人、宮城県山元町：2人、
岩手県大船渡市：1人、福島県いわき市：1人、宮城県気仙沼市：1人
- (6) 入浴支援業務として 岩手県へ県防災職員 14人
- (7) スクールカウンセラーとして 岩手県へ 12人
宮城県へ 19人
福島県へ 6人

2 物資支援

- (1) 医薬品（災害用備蓄医薬品セット 1,000人分）岩手県へ
- (2) 救援物資（下着等日用品 1,200人分）岩手県へ
- (3) 義援物資（一般募集分）
岩手県へ 段ボール 約1,150箱
宮城県へ 段ボール 約1,650箱
福島県へ 段ボール 約500箱
- (4) 納体袋（新型インフルエンザ対策用備蓄分 2,600枚）宮城県へ

3 千葉県警察の派遣状況

千葉県警察では、県内における災害応急対策に取り組むとともに、被害甚大地域の岩手県、宮城県及び福島県からの援助要求に基づき、警備部隊、刑事部隊、交通部隊、地域部隊、生活安全部隊等の警察官を派遣し、救出救助活動、行方不明者の捜索、検視業務、交通規制、地域パトロールや避難所警戒等の各種活動を展開した。

※ 平成23年3月11日から平成24年12月31日までの2,079日間（派遣継続中）延べ約56,500人

(1) 警備部隊

ア 広域緊急援助隊

発災直後における生存者の救出救助及び行方不明者の捜索を目的に第三機動隊、管区機動隊で編成する広域緊急援助隊を福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年3月11日～3月15日



写真 3-20-1 広域緊急援助隊による行方不明者の搜索状況

イ 県機動隊、管区機動隊

津波被害の沿岸地域における行方不明者の搜索（水中の搜索を含む）、検問、警戒警ら等を目的に県機動隊及び管区機動隊を交替で岩手県、宮城県及び福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年3月14日～継続中（平成24年12月31日まで計30回派遣）



写真 3-20-2 岩手県内における管区機動隊による行方不明者搜索状況



写真 3-20-3 機動隊スクーバ部隊による水中搜索

ウ 特別機動隊、連合機動隊

被災地域における治安維持活動を目的として、警察署員で編成する特別機動隊及び特別機動隊と県機動隊で編成した連合機動隊を宮城県及び福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年4月17日～5月8日
 平成23年5月27日～6月17日
 平成23年7月6日～7月27日
 平成23年9月10日～9月28日
 平成23年10月10日～10月26日
 平成23年11月21日～12月7日



写真 3-20-4 特別機動隊による宮城県内での集団パトロール状況

(2) 刑事部隊

ア 広域緊急援助隊（刑事部隊）

刑事技術支援を目的として、広域緊急援助隊刑事部隊を岩手県に派遣した。

派遣期間 平成23年3月12日～10月16日（74次にわたり派遣）

イ 機動捜査隊

被災地における治安維持を目的として、機動捜査隊を岩手県及び宮城県に派遣した。

派遣期間 平成23年4月12日～平成24年4月9日（50次にわたり派遣）

ウ 身元確認支援部隊

発見されたご遺体の身元確認作業の支援を目的として、警察本部刑事部及び生活安全部に所属する職員で編成した支援部隊を宮城県に派遣した。

派遣期間 平成23年5月12日～23日

(3) 交通部隊

ア 広域緊急援助隊（交通部隊）

緊急交通路の確保等を目的として、交通機動隊、高速道路交通警察隊で編成する広域緊急援助隊交通部隊を宮城県及び福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年3月15日～6月3日（13次にわたり派遣）

イ 特別交通派遣部隊

被災地における交通対策を目的として、警察本部交通部に所属する警察官で編成する特別交通派遣部隊を宮城県に派遣した。

派遣期間 平成23年6月3日～12月15日（10次にわたり派遣）

(4) 地域部隊

ア 地域部隊

被災地における警ら活動を目的として、自動車警ら隊を岩手県、宮城県及び福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年4月6日～平成24年5月31日
（48次にわたり派遣）



写真 3-20-5 東北被災地における自動車警ら隊の活動状況

イ 地域特別派遣部隊

仮設住宅等における移動交番の開設や被災地でのパトロールを目的として、警察署員が乗務する移動交番車を岩手県及び宮城県に派遣した。

派遣期間 平成23年7月8日～29日（3回）及び平成23年11月25日～12月23日（4回）

(5) 生活安全部隊

ア 女性警察官部隊

避難所等における相談業務などを目的として、警察本部及び警察署の女性警察官で編成する部隊を福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年4月18日～27日



写真 3-20-6 女性警察官による避難所における相談業務の状況

イ 被災者支援部隊

避難所等における相談窓口業務を目的として、警察本部生活安全部に所属する警察官で編成した被災者支援部隊を福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年8月22日～31日

ウ 生活安全特別部隊

仮設住宅での相談受理を目的として、警察本部生活安全部及び警務部に所属する警察官で編成した生活安全特別部隊を福島県に派遣した。

派遣期間 平成23年10月25日～11月7日

4 緊急消防援助隊

岩手県へ 91隊 332人（陸上部隊）

福島県へ 269隊 838人

（指揮支援部隊23隊92人・航空部隊13隊64人・陸上部隊233隊682人）

(1) 福島県に対する消防応援出動

ア 指揮支援部隊・航空部隊

(7) 出動要請

平成23年3月11日15時55分 消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官指示による緊急消防援助隊出動要請

(4) 出動状況

○指揮支援部隊（千葉市消防局指揮隊）※延べ23隊92名

・派遣先：福島県庁（福島県消防応援活動調整本部）

・出動状況：3月11日～6月6日（第1次派遣～第23次派遣）

全活動終了

○航空部隊（千葉市消防局航空隊）※延べ13隊64名

・派遣先：福島空港（航空部隊活動拠点）

・出動状況：3月11日～4月30日（第1次派遣～第13次派遣）

全活動終了

(5) 活動内容

○指揮支援部隊（指揮支援部隊長）

福島県内における緊急消防援助隊の統括指揮

○航空部隊

情報収集・救急搬送・資器材搬送・空中消火活動

イ 陸上部隊

(7) 部隊移動等の指示

平成23年3月21日10時25分 消防庁長官の指示により、3月14日から岩手県陸前高田市で活動中の千葉県隊に、福島県への部隊移動及び救急隊増隊の要請

・移動日：3月22日

・派遣先：福島県福島市（活動拠点：福島県消防学校）

・派遣隊：県隊指揮隊・救急隊・後方支援隊

(4) 活動内容（救急業務）

・避難所における救急対応、病院・福祉施設間における転院搬送

・東京電力福島第一原子力発電所で負傷者の発生時における対応

・在宅医療看護者の訪問看護同行

・地元消防本部の支援

(5) 出動状況 ※延べ233隊682名（県内23消防本部）

3月22日～6月6日（第4次派遣～第17次派遣）全活動終了

（県隊指揮隊14隊56名、救急隊101隊305名、後方支援隊118隊321名）

(2) 岩手県（陸前高田市）に対する消防応援出動

ア 出動要請

平成23年3月13日消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官指示による緊急消防援助隊千葉県隊出動要請

- ・派遣先：岩手県陸前高田市（活動拠点：滝の里工業団地）
- ・派遣隊：県隊指揮隊・消火隊・救助隊・救急隊・後方支援隊

イ 出動状況

- ・第1次派遣32隊120名（3月14日～18日）
 - ・第2次派遣27隊 98名（3月17日～21日）
 - ・第3次派遣32隊114名（3月20日～22日）
- 延べ91隊332名（県内17消防本部）
（県隊指揮隊3隊12名・消火隊21隊101名・救助隊16隊80名・救急隊10隊30名・後方支援隊41隊109名）

ウ 活動内容

- 行方不明者検索活動及び救急活動
- ・遺体発見44体、救急出動15件

5 バス派遣等

(1) 避難者移送用バス派遣 福島県南相馬市へ 10台390台

福島県南相馬市避難対象施設（石上中学校、高平中学校、保健センター、福祉会館、テクノアカデミー、原町第一小学校）から新潟県内の避難場所（燕弥彦総合事務組合防災センター、燕市体育センター、三条市スポーツ施設体育文化センター、三条勤労青少年ホーム）に390名を移動する。

- ・大日ドリーム観光 3台
- ・東京湾岸交通 2台
- ・ジャパングリーン 3台
- ・千葉中央バス 2台

ア 新潟県燕市内 4台143名

- ・燕弥彦総合事務組合防災センター 2台
- ・燕市体育センター 2台

イ 新潟県三条市内 6台247名

- ・三条市スポーツ施設体育文化センター 3台
- ・三条市勤労青少年ホーム 3台

(2) 震災に係る広域的な火葬受入 岩手県から 207体

(3) 県所有入浴システムによる入浴支援 岩手県へ貸出 5セット

6 教育庁の他県への支援策

(1) 東北3県等県外の被災者の受入れ施設に関する情報提供

「東北地方太平洋沖地震避難者千葉県インフォメーションセンター」などに、松戸矢切高校ほか7施設について、市町村が開設する避難所として市町村への提供が可能であることを情報提供した。

(2) 東北3県等県外の被災児童生徒の就学支援等

ア 被災した児童生徒の公立小中学校への受入れ等に係る必要な支援の実施

イ 被災地から転入学した児童生徒への教科書の給付

ウ 被災した児童生徒の学校への弾力的な受入れ及び県立高校に係る入学検査料・入学料の減免

- ・公立小学校（千葉市立を含む）への受入れ決定児童数 442名
 - ・公立中学校（千葉市立を含む）への受入れ決定生徒数 184名
 - ・県立高校・特別支援学校への受入れ決定児童生徒数 139名
- 合計 765名

※受入れ児童生徒数については、平成23年6月30日現在

エ 被災県への教職員等の派遣

- ・行政職・教員等 12名
 - ・スクールカウンセラー 29名
- 合計 41名

7 被災県に対する医療救護活動

(1) DMAT

3月11日午後6時00分、日本医科大学千葉北総病院に対しドクターヘリにてDMATを被災地に派遣するよう要請した。さらに、千葉県循環器病センター・千葉大学医学部附属病院・順天堂大学医学部附属浦安病院・亀田総合病院・君津中央病院・松戸市立病院・千葉県救急医療センターにDMATの派遣を要請した。

8病院・13チームが被災県である岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県（成田市）に対し、3月11日～3月16日まで医師25名・看護師27名・調整員16名を派遣し、医療救護活動を実施した。

表 3-20-1 DMATの派遣状況

派遣期間	派遣病院	チーム構成	派遣先
3月11日～13日 3月13日～15日	日本医科大学千葉北総病院	医師2、看護師2 医師2、看護師2、調整員1	福島県 福島県・ 宮城県
3月12日～14日	千葉県循環器病センター	医師2、看護師2、調整員1	宮城県
3月11日～12日 3月13日～15日 3月14日～17日	千葉大学医学部附属病院	医師2、看護師2、調整員2 医師2、看護師2、調整員2 医師2、看護師2、調整員2	茨城県 宮城県 岩手県
3月12日 3月14日～16日	千葉県救急医療センター	医師1、看護師3 医師2、看護師2、調整員1	成田市 宮城県
3月11日～13日	順天堂大学医学部附属浦安病院	医師2、看護師1	福島県
3月12日～13日	松戸市立病院	医師2、看護師3、調整員1	宮城県
3月11日～14日	亀田総合病院	医師2、看護師1、調整員2	宮城県
3月11日～13日 3月13日～16日	君津中央病院	医師2、看護師3、調整員2 医師2、看護師2、調整員2	茨城県 岩手県

(2) 救護班（医療関係）

ア 岩手県陸前高田市小友町の仮設診療所に3月19日～6月1日まで16病院・25チーム、医師47名・看護師54名・その他47名を派遣し、診療を実施した。

表 3-20-2 救護班の派遣状況

派遣期間	派遣病院	チーム構成
3月18日～23日	旭中央病院	医師2、看護師2、事務1
3月20日～23日	千葉市立青葉病院	医師3、看護師2、事務1
3月21日～26日	旭中央病院	医師2、看護師1、薬剤師1、事務1
3月24日～28日	千葉県救急医療センター	医師2、看護師2、薬剤師1、事務1
3月27日～31日	千葉市立青葉病院	医師2、看護師2、薬剤師1、事務1
3月29日～4月2日	千葉県がんセンター	医師2、看護師2、薬剤師1、他1
4月1日～5日	千葉県立佐原病院・千葉県精神科医療センター合同チーム	医師2、看護師4、放射線技師1、薬剤師1、事務1
4月4日～8日	千葉県立東金病院・千葉県精神科医療センター合同チーム	医師2、看護師3、薬剤師1、保健師1、精神保健福祉相談員1、事務1
4月7日～11日	千葉県立こども病院・千葉県精神科医療センター合同チーム	医師2、看護師3、薬剤師1、事務1
4月10日～14日	船橋市立医療センター	医師2、看護師2、薬剤師1、事務2
4月13日～16日	東京女子医科大学八千代医療センター	医師3、看護師2、薬剤師1
4月15日～19日	君津中央病院	医師2、看護師2、事務2
4月18日～22日	千葉県循環器病センター	医師1、看護師2、薬剤師1、事務1
4月21日～25日	千葉県千葉リハビリテーションセンター	医師1、看護師2、薬剤師1、理学療法師1、事務1
4月24日～28日	化学療法研究所付属病院	医師2、看護師2、薬剤師2、事務2
4月27日～30日	東京女子医科大学八千代医療センター	医師3、看護師2、事務1
5月5日～9日	千葉市立青葉病院	医師2、看護師2、事務1
5月11日～15日	千葉市立海浜病院	医師2、看護師3、薬剤師1
5月14日～18日	千葉医療センター	医師2、看護師2、事務1
5月17日～21日	東京女子医科大学八千代医療センター	医師2、看護師2、事務1
5月20日～24日	君津中央病院	医師1、看護師2、事務2
5月23日～27日	千葉県千葉リハビリテーションセンター	医師1、看護師2、理学療法師1、事務1
5月26日～30日	旭中央病院	医師2、看護師2、事務2
5月29日～6月1日	千葉県立こども病院	医師1、看護師2、事務1

イ 南三陸町志津川、歌津地区の救護所及び宮城県登米市立佐沼病院に3月25日～4月8日まで順天堂大学医学部附属浦安病院・3チーム、医師8名・看護師3名・その他3名を派遣し、診療を実施した。

(3) 保健師チーム

厚生労働省を通じた宮城県からの要請に基づき、避難所等の避難者に対し訪問活動による健康相談を実施するため、県及び市町村の保健師等を石巻市、多賀城市、七ヶ浜町、東松島市へ派遣した。（派遣期間3月24日～10月28日）

表 3-20-3 保健師チームの派遣状況

派遣期間	チーム構成	派遣元	派遣先
3月24日～28日	保健師2、事務2	千葉県	宮城県東松島市
4月1日～5日	保健師2、事務2	千葉県	宮城県石巻市
4月5日～9日	保健師2、事務2	千葉県	宮城県石巻市
4月9日～13日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
4月13日～17日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
4月17日～21日	保健師2、事務1	船橋市	宮城県石巻市
4月21日～25日	保健師2、事務1	船橋市	宮城県石巻市
4月25日～29日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
4月29日～5月3日	保健師2、栄養士1、事務1	千葉県	宮城県石巻市
5月3日～7日	保健師2、事務2	柏市	宮城県石巻市
5月7日～11日	保健師2、事務2	柏市	宮城県石巻市
5月11日～15日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
5月15日～19日	保健師2、事務1	千葉県2 松戸市1	宮城県石巻市
5月19日～23日	保健師2、事務1	木更津市	宮城県石巻市
5月23日～27日	保健師2、事務1	千葉県2 袖ヶ浦市1	宮城県石巻市
5月27日～31日	保健師2、事務1	いすみ市	宮城県石巻市
5月31日～6月4日	保健師2、事務1	南房総市	宮城県石巻市
6月4日～8日	保健師2、事務1	船橋市	宮城県石巻市
6月8日～12日	保健師2、事務1	千葉県2 君津市1	宮城県石巻市
6月12日～16日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
6月16日～20日	保健師2、事務1	茂原市	宮城県石巻市
6月20日～24日	保健師2、事務2	柏市	宮城県石巻市
6月24日～28日	保健師2、事務1	千葉県2 館山市1	宮城県多賀城市
6月28日～7月2日	保健師2、事務1	千葉県2 長生村1	宮城県七ヶ浜町
7月2日～6日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県多賀城市
7月6日～10日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
7月10日～14日	保健師2、事務1	柏市	宮城県石巻市
7月14日～18日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
7月18日～22日	保健師2、事務1	館山市	宮城県石巻市
7月22日～26日	保健師2、事務1	南房総市	宮城県石巻市
7月26日～30日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
7月30日～8月3日	保健師2、事務1	千葉県2 君津市1	宮城県石巻市

派遣期間	チーム構成	派遣元	派遣先
8月3日～7日	保健師2、事務1	千葉県3	宮城県石巻市
8月7日～11日	保健師2、事務1	千葉県2 松戸市1	宮城県石巻市
8月16日～19日	保健師2、事務1	千葉県2 大多喜町1	宮城県石巻市
8月19日～23日	保健師2、事務1	千葉県2 大多喜町1	宮城県石巻市
8月23日～27日	保健師2、事務1	船橋市	宮城県石巻市
8月27日～31日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
9月5日～9日	保健師2、事務1	千葉県	宮城県石巻市
9月12日～16日	保健師2、事務1	千葉県2 我孫子市1	宮城県石巻市
9月19日～23日	保健師2、事務1	千葉県2 松戸市1	宮城県石巻市
9月26日～30日	保健師2、事務1	茂原市	宮城県石巻市
10月3日～7日	保健師2、事務1	千葉県2 一宮町1	宮城県石巻市
10月10日～14日	保健師2、事務1	船橋市	宮城県石巻市
10月17日～21日	保健師2、事務1	千葉県1 柏市2	宮城県石巻市
10月24日～28日	保健師3、事務2	千葉県4 鎌ヶ谷市1	宮城県石巻市

(4) 心のケアチーム

岩手県陸前高田市に派遣

派遣期間	派遣元医療機関及び人数
4月1日～5日	千葉県精神科医療センター 2
4月4日～8日	千葉県精神科医療センター 4
4月7日～11日	千葉県精神科医療センター 2
4月24日～28日	木村病院4
4月27日～5月1日	精神保健福祉センター 1、木村病院4
5月1日～5日	旭神経内科リハビリテーション病院5
5月4日～8日	千葉県精神科医療センター 2、木村病院2
5月8日～12日	初石病院5、しのだの森ホスピタル2
5月11日～15日	中村古峽記念病院4
5月15日～19日	千葉県精神科医療センター 2、磯ヶ谷病院3
5月18日～22日	下総病院4
5月22日～26日	船橋北病院2、手賀沼病院4
5月25日～29日	市原メンタルクリニック1、しのだの森ホスピタル4
5月29日～6月2日	市原鶴岡病院4
6月1日～5日	千葉県精神科医療センター 2、三橋病院2、障害福祉課1
6月5日～9日	袖ヶ浦さつき台病院4

派遣期間	派遣元医療機関及び人数
6月8日～12日	東条メンタルホスピタル2、三橋病院2
6月12日～16日	恩田第二病院1、磯ヶ谷病院5
6月15日～19日	船橋北病院 4
6月19日～23日	しのだの森ホスピタル 4
6月22日～26日	恩田第二病院 1、三橋病院 3
6月26日～30日	木更津病院 4
7月5日～8日	千葉県精神科医療センター 2、木村病院 2
7月12日～15日	千葉病院 4
7月19日～22日	精神保健福祉センター 4、障害福祉課 1
7月26日～29日	中山病院 4
8月2日～5日	木更津病院 4
8月24日～26日	千葉県精神科医療センター 2
8月31日～9月2日	木村病院 3
9月7日～9日	大多喜病院 2、木村病院 1
9月14日～16日	千葉病院 3
9月21日～23日	木村病院 3
9月28日～30日	市原鶴岡病院 1、市原メンタルクリニック 2
10月5日～7日	千葉県精神科医療センター 2
10月12日～14日	袖ヶ浦さつき台病院 3
10月19日～21日	千葉病院 3
10月26日～28日	中山病院 3
11月1日～2日	精神保健福祉センター 2、木村病院 1、障害福祉課 1

(5) スクールカウンセラー等

派遣期間	派遣先	人数等
5月11日～6月23日	宮城県気仙沼市	1派遣は原則2名体制とする。 毎週2泊3日の派遣とし、3日間にわたり学校を訪問し教員の心のケアに当たる。継続的に6週間実施する。
5月9日～6月17日	岩手県山田町	1派遣は原則2名体制とする。 毎週移動日も含め5泊6日の派遣とし、継続的に6週間実施する。

手作り椅子を幼稚園へ

インテリア科では「木材工芸」と「インテリアデザイン」を2つの柱として学んでいる。「木材工芸」では多くの作品を制作しているが、その一つとして「子どもイス」を制作した。完成した作品を被災地に届けたいと考えていたところ、実践的授業や企業交流会等で支援していただいている「日本フリーランスインテリアコーディネーター協会（以下JAFICA）」から、津波で被災した宮城県東松島市の「のびる幼稚園」が支援を希望していることをうかがい、平成23年8月、子どもイス25脚にJAFICA制作の防災頭巾を付けて現地に贈り届けた。そして平成24年8月に、園舎の再建に伴い、あと30脚必要との話が届き、在庫15脚とこの夏休みに制作した15脚を持って、実際に制作した代表生徒6名が初めて現地に足を運び、直接園児に届けた。のびる幼稚園での贈呈式では生徒一人ひとりが挨拶し、子どもイスを園児に直接手渡した。その後、以前贈ったイスの汚れをサンドペーパーで落とす「メンテナンス作業」や、キャンバスに色を塗る作業などを園児と共に行い交流を深めた。生徒達は被災地を見学し、また実際に被災された方々からお話をうかがい、今後私たちにできる活動は何かを考えた。手作り子どもイスを届ける活動を通しての絆は成長し続けている。

この活動をするにあたり、市川工業高校後援会、JAFICAの皆様には大変お世話になりました。感謝申し上げます。

(市川工業高等学校)



写真 3-20-7 のびる幼稚園児に手作り椅子を手渡す市川工業高校の生徒(市川工業高等学校提供)

第21節 ボランティアの活動・支援活動

1 東日本大震災時のボランティアの活動状況

(1) 千葉県災害ボランティアセンター連絡会による千葉県災害ボランティアセンターの運営等

ア 千葉県災害ボランティアセンター連絡会緊急会議の開催

期 日 平成23年3月14日

会 場 千葉県社会福祉センター1階会議室

参加者 18名

内 容 千葉県地域防災計画に基づき千葉県からの要請を受け、千葉県災害ボランティアセンターの設置及び運営についての緊急会議を行った。

イ 千葉県災害ボランティアセンターの運営

設置主体 千葉県

設置日時 平成23年3月16日午前9時～平成23年4月28日(閉所)

設置場所 千葉県社会福祉協議会内(千葉市中央区千葉港4-3)

開設時間 午前9時～午後4時

実施主体 千葉県災害ボランティアセンター連絡会

事務局 千葉県社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部

構成団体 千葉県共同募金会、千葉県ボランティア連絡協議会、千葉県民生委員・児童委員協議会、セーフティリーダー千葉県ネットワーク、特定非営利活動法人千葉レスキューサポートバイク、千葉県土建一般労働組合、千葉県生活協同組合連合会災害対策委員会、千葉市社会福祉協議会、千葉県災害対策コーディネーター連絡会、千葉県労働者福祉協議会、日本労働組合総連合会千葉県連合会、日本防災士会千葉県支部

ウ 活動内容

(ア) 先遣隊による被災状況調査・情報の収集発信活動

(イ) 災害ボランティア活動に関する相談対応(電話相談・来所相談)、ボランティア活動上の安全衛生・ボランティア保険についての情報の提供、被災地災害ボランティアセンターに対する立ち上げ・運営支援、資機材の管理・不足時の配慮・運搬、活動の記録など

相談件数：3,055件

(主な相談内容はボランティア活動希望者からの相談の他、企業の社会貢献部門から物資や食料及び人的支援の提供に関する相談など)

活動期間：3月16日～4月28日

活動人数：延べ431人

(ウ) 支援物資

県災害対策本部からの要請により、平成23年3月22日～27日

並びに3月29日、3月31日の午前9時から午後4時まで、県庁中舎1階ロビーにて千葉県災害ボランティアセンター連絡会が中心となり、個人からの支援物資の受付、仕分、搬入、後片付けを行った。

受付ボランティア人数 318人

- (エ) 県災害対策本部からの要請により、千葉県災害ボランティアセンター連絡会有志が、陸前高田市からの身元不明のご遺体火葬儀を千葉市斎場で受け入れ参列、献花を行った。(4回)

(4月8日、4月14日、4月20日、4月26日)(活動者延べ81人)

※このほか、千葉県社会福祉協議会から佐倉市社会福祉協議会に依頼し、佐倉市社会福祉協議会会長はじめ理事、評議員、職員並びにボランティア連絡協議会の有志が、さくら斎場における被災者の葬儀に参列、献花を行った。(3回)

(4月17日、4月23日、4月29日)(活動者延べ87人)

- (オ) 避難者の公営住宅入居抽選会に立ち会い

(4月18日・4月26日)(活動者延べ4人)

エ 活動経緯

- (ア) 3月11日

連絡会の事務局である千葉県社会福祉協議会が、同協議会として災害対策本部を設置し、県内市町村社会福祉協議会から当該市町村の被害状況、避難所開設状況、災害ボランティアセンターの立ち上げ状況等を確認した。

- (イ) 3月12日

千葉県社会福祉協議会及び特定非営利活動法人千葉レスキューサポートバイクは、県内7地域に先遣隊を派遣し、被害状況等の調査活動及び情報の収集発信を実施した。

- (ウ) 3月13日

千葉県社会福祉協議会職員7名を浦安市災害ボランティアセンターに派遣し、立ち上げ支援と現地活動を支援した。また、機動力を活かし県内巡回情報収集提供活動を展開した。

- (エ) 3月14日

旭市の災害ボランティアセンターの立ち上げ支援を行うため、千葉県社会福祉協議会職員4名を派遣した。(以降31日まで2～5名を継続派遣)また、千葉県災害ボランティアセンター連絡会会員団体がサポートに入り被災地域の見回りを行い取り残された被災者や要援護者の発見活動などを行ったほか、常時7～10名がシフト制でボランティアスタッフとして加わり支援を行った。

また、旭市災害ボランティアセンターは、日本赤十字千葉県支部が設置した救護に係るボランティアセンターと連携・協力して活動を実施した。これにより、ボランティアセンタースタッフ及びボランティアの

健康管理・安全衛生への配慮を行いながら活動したことは今後の活動に繋がる実績である。

(オ) 3月16日

千葉県社会福祉センター1階に千葉県災害ボランティアセンターを開所し、災害ボランティアに関する相談・情報提供を開始した。

(カ) 3月25日

災害ボランティアセンターを立ち上げずに被災者支援を行っている山武市社会福祉協議会、香取市社会福祉協議会等へ訪問調査を行った。

(キ) 4月28日

千葉県災害ボランティアセンターを閉所した。

(相談件数3,055件 活動人数：延べ431人)

オ 千葉県災害ボランティアセンター閉所後の主な活動

(ア) 5月10日

千葉県災害ボランティアセンター連絡会にて、東日本大震災における活動の評価及び今後の活動について会議を開催した。

(イ) 6月3日

千葉県災害ボランティアセンター連絡会において、岩手県大槌町支援ボランティアの募集及びボランティアバスの運行について会議を行った。

(ウ) 11月10日

ボランティアコーディネーター研修会の席を利用し、「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づく県内相互支援活動の振り返りを行った。

(エ) 12月13日

千葉県災害ボランティアセンター連絡会において、岩手県大槌町支援ボランティア活動の報告及び年度活動の総括などを行った。

(2) 市町村災害ボランティアセンターの設置状況

ア 設置状況：県内5市(浦安市、我孫子市、旭市、佐倉市、市川市)で設置

イ 活動したボランティア人数：延べ18,384人

ウ ボランティアの活動内容

泥かき作業、家財道具の運び出し、がれきの片付け、避難所運営手伝い(掃除、整理、給水等)等を行った。

エ その他

災害ボランティアセンターは設置しなかったものの、習志野市、山武市、香取市の社会福祉協議会が、現行のボランティアセンターの活動として、災害ボランティアの派遣を行った。

(3) 社会福祉協議会による相互支援

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、県内被災社会福祉協議会からの要請により、

災害支援のための職員派遣、物資調達等を行った。

(4) 千葉県社会福祉協議会

ア 浦安市、旭市の各災害ボランティアセンターの立ち上げ及び運営支援、緊急小口資金特例貸付の相談支援等に職員延べ64名を派遣した。

イ 旭市の各災害ボランティアセンターに対する資機材を提供した。

ウ ホームページ、FAXを通して災害関連情報を発信した。

エ 災害ボランティア関係の相談への対応

○市町村社会福祉協議会

浦安市、旭市の各災害ボランティアセンターに対する資機材の提供及び運営支援、緊急小口資金特例貸付の相談支援等に職員延べ103名を派遣した。

(5) その他

東日本大震災でのボランティア活動は、災害ボランティアセンターを通じた支援のほかにも、発災当日の帰宅困難者への支援をはじめ、義捐金の寄付やそれぞれの市町村内における募金活動・支援物資の収集活動、広域避難者への支援活動など、市民活動団体、企業、学校等の様々な主体が様々な活動を展開したところである。また、現在でも被災地の仮設住宅でのサロン活動などが継続されている。(しかしこれらは、民間の主体による自主的な活動であるがゆえに、その全容を把握することは困難である。)

また、県内外から千葉県に対して様々な支援活動がなされた一方で、被災規模の大きかった東北三県に対して全国から支援活動が展開される中、千葉県からも多くの民間団体による支援活動が実施されたところである。

(東北のボランティアセンターでは、本県でニーズが多かった泥かきやがれきの撤去に加え、写真の洗浄、避難所支援、支援物品の提供、音楽や足湯など娯楽の提供等の支援も実施された。)

さらに、県内外の多くの自治体において災害ボランティアセンターの運営を社会福祉協議会が担うこととなっている中、県内の社会福祉協議会が、福島県相馬市、福島県いわき市、岩手県陸前高田市の災害ボランティアセンター等に中核的なスタッフを派遣するなどの支援活動を実施した。

2 専門職による県内避難所等におけるボランティア支援事業

仮設住宅入居者や県外からの避難者に対して、就労、生活費、介護サービスの提供等を行うためのコーディネーターを配置し、当該分野における専門知識と経験を持った専門ボランティアの登録や仮設住宅等への派遣を行なった。

(1) コーディネーターの配置 1名(平成23年10月から)

(2) 専門ボランティアの登録 登録者19名

(3) 専門ボランティアの派遣 1回 3日間

(4) 臨床心理士を3日間継続して派遣し、支援者に対し対応時の心構え等についての講義をするとともに、現地にて避難者への対応を行なった。

(5) コーディネーターの派遣 10回